



---

平成 2 8 年 第 4 回  
本別町議会定例会会議録

---

自 平成 2 8 年 1 2 月 6 日  
至 平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

本 別 町 議 会

# 平成28年本別町議会第4回定例会会議録(第1号)

平成28年12月6日(火曜日) 午前10時00分開会

## 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	平成27年度各会計決算審査特別委員長報告
日程第 5	諸般の報告
日程第 6	行政報告

## 会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	平成27年度各会計決算審査特別委員長報告
日程第 5	諸般の報告
日程第 6	行政報告

## 出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君			

## 欠席議員(1名)

10番 阿保静夫君

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
総務課長	大和田収君	農林課長	菊地敦君
保健福祉課長	村本信幸君	地域包括支援センター所長	飯山明美君
住民課長	千葉輝男君	子ども未来課長	大橋堅次君

建設水道課長	大槻	康有	君	企画振興課長	高橋	哲也	君
老人ホーム所長	井戸川	一美	君	国保病院事務長	藤野	和幸	君
総務課主幹	小坂	祐司	君	総務課長補佐	三品	正哉	君
建設水道課長補佐	小出	勝栄	君	教 育 長	中野	博文	君
教 育 次 長	佐々木	基裕	君	社会教育課長	阿部	秀幸	君
学校給食共同調理場所長	久保	良一	君	農委事務局長	郡	弘幸	君
代表監査委員	畑山	一洋	君	選管事務局長	大和田	収	君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢	正樹	君	総務担当副主査	塚谷	直人	君
------	----	----	---	---------	----	----	---

## 開会宣告（午前10時00分）

### 開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第4回本別町議会定例会を開会します。

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、高橋利勝君、及び矢部隆之君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

平成28年9月15日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、12月6日から12月15日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月8日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、7件の提出がありました。

国による子ども医療費無料制度創設を求める意見書採択の陳情、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める要請書、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める要請書、アイヌ政策に関する意見書提出の陳情、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書採択の陳情書、大雨災害に関する意見書採択の陳情書、JR北海道への経営支援を求める意見書採択の陳情書。

以上、7件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、回覧に供することといたします。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

### 日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月6日から12月15日までの10日間とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月6日から12月15日までの10日間とすることに決定いたしました。

### 休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、12月7日から12日までの6日間を休会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12日までの6日間は休会とすることに決定いたしました。暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第4 認定第1号ないし認定第9号

議長（方川一郎君） 日程第4 認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題とします。

以上、9件について、委員長の報告を求めます。

平成27年度各会計決算審査特別委員長山西二三夫君、御登壇ください。

平成27年度各会計決算審査特別委員会委員長（山西二三夫君）〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は、平成28年9月14日、第3回定例会において付託を受けた下記の事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件、 認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成27年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 認

認定第3号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成27年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成27年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成27年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成27年度本別町水道事業会計決算認定について、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、平成28年9月29日、30日。

3、審査の結果、認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定であります。

4、意見、違法と認める事項、特に認められなかった。不当と認める事項、特に認められなかった。特に留意すべき事項、特に認められなかった。監査委員の意見に対する意見、なし。その他、なし。

以上で、委員会審査報告といたします。

議長（方川一郎君）これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君）討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君）起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号平成27年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、全会一致で認定することに決定いたしました。

#### 日程第5 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第5 諸般の報告を行います。

監査委員から平成28年度定期監査の結果報告の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成28年10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に所管事務調査結果報告書が、産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、行政視察調査結果報告書について、産業厚生常任委員長より提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成28年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成28年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成28年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について、平成28年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第6 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成28年度各会計の予算執行状況について報告をいたします。

11月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額73億7,201万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は45億4,115万9,000円で61.6パーセント

の執行率となっております。歳出の支出済額は37億3,874万9,000円で50.7パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比で2.4パーセント減の額に対して、6,851万4,000円減の28億1,043万円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を、地方が直接借り入れをしております。臨時財政対策債は、前年度比で23.3パーセント、5,311万8,000円減の1億7,519万3,000円で、普通交付税を加えました総額では前年度を3.9パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。平成27年度では3億4,048万9,000円で、前年度比で5.6パーセントの減となりました。

平成28年度につきましては、現時点では、前年度比26.7パーセント減の2億4,943万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額14億2,512万8,000円に對しまして、歳入の収入済額は8億550万2,000円で56.5パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は8億1,207万2,000円で、57.0パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億1,498万6,000円に對しまして、歳入の収入済額は6,016万円で52.3パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は4,724万1,000円で、41.1パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額9億6,961万9,000円に對しまして、歳入の収入済額は4億8,197万6,000円で49.7パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は4億8,530万5,000円で50.1パーセントの執行率となっております。

次に介護サービス事業特別会計であります。予算額が2億7,382万8,000円に對しまして、歳入の収入済額は9,935万円で、36.3パーセントの執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額9,979万1,000円に對しまして、収入済額は9,912万6,000円で99.3パーセントの収納率となっております。歳出の支出済額は1億3,942万8,000円で、50.9パーセントの執行率となっております。

次に簡易水道特別会計であります。予算額1億4,623万9,000円に對しまして、歳入の収入済額は4,487万円で、30.7パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は5,610万2,000円で、38.4パーセントの執行率となっております。

次に公共下水道特別会計であります。予算額5億6,754万4,000円に對しまして、歳入の収入済額は1億9,839万9,000円で、35.0パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は2億1,304万9,000円で、37.5パーセントの執行率となっております。

次に水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収支につきましては、予算額1億6,252万9,000円に対しまして、水道事業収益の決算額は6,844万2,000円で、前年度対比で298万7,000円、4.2パーセント減となり、予算に対する執行率は42.1パーセントとなっております。水道事業費用の決算額は7,620万6,000円で、前年度対比で12万2,000円、0.2パーセント減となり、予算に対する執行率は46.9パーセントとなっております。

資本的収支につきましては、資本的収入の予算額7,750万円に対しまして、決算額は0円となっております。資本的支出の予算額1億5,690万5,000円に対しまして、決算額は2,627万3,000円で、16.7パーセントの執行率となっております。

次に病院事業会計の上期の決算状況であります。まず、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額12億1,107万9,000円に対しまして、決算額5億8,661万8,000円、前年度比で2,400万1,000円、3.9パーセントの減となり、48.4パーセントの執行率となっております。このうち入院の収益は1億8,450万5,000円、前年度比2,555万8,000円、12.2パーセントの減、外来収益は1億6,477万7,000円で、前年度比で951万5,000円、5.5パーセントの減となっております。

病院事業費用につきましては、予算額12億6,646万2,000円に対しまして、決算額は5億996万9,000円で、前年度比で3,667万3,000円、6.7パーセントの減で、執行率は40.3パーセントとなっております。

事業収益から事業費用を差し引きました上期の純利益は7,664万9,000円となったところであります。

医業収益における入院収益の減につきましては、内科収益の減が主なものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額9,348万8,000円に対しまして、決算額5,366万4,000円で執行率37.4パーセントとなっており、資本的支出の予算額1億2,059万5,000円に対しまして、決算額4,591万6,000円で執行率38.1パーセントとなっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は、7,293人で、1日平均39.9人となりまして、前年同期と比較すると1,362人、1日平均で7.4人の減、外来患者数は2万3,990人で、1日平均で195人、前年同期と比較しますと2,291人、1日平均で18.7人の減となっております。患者数の減は内科入院と外科の外来が主なものであります。

以上、平成28年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、平成29年度予算編成方針について報告をいたします。

平成29年度の予算編成方針につきましては、11月24日に職員によります予算編成会議を開催をし、方針を示したところであります。

国の平成29年度予算編成につきましては、政府の経済財政諮問会議の議論を経て、1

1月29日に予算編成の基本方針が閣議決定されたところでありますが、6月2日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針で示す経済財政再生計画において、本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

また、一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取り組みの一つであります地方創生の本格展開に向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び創生基本方針に基づき、地方創生の深化を実現する政策の推進、地方における地域特性に応じた戦略の推進、多様な地方支援の推進に取り組み、地方で人々が安心して生活を営める社会環境をつくり出すとしております。

8月に公表されました総務省の概算要求では、経済財政再生計画を踏まえ、地方の一般財源総額を平成28年度と同水準確保し、また、地方交付税についても、本来の役割である財源調整機能と財源保護機能が発揮されるよう総額を適切に確保するとされましたが、出口ベースでは前年度比で4.4パーセント減の15兆9,588億円の要求となり、5年連続の減額となっております。

財務省は、地方財政につきましては、リーマンショック後の臨時異例の対応として措置されてきました歳出特別枠の廃止、税収の上触れの分の地方財政計画への反映などを求めています。

このような状況の中、本町にとっても歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になると考えております。

財政試算の歳入ですが、予算編成に大きな影響を与えます地方交付税は、このような厳しい状況を踏まえ、また、平成28年度から段階的に導入をされておりますトップランナー方式の影響も考慮して、普通交付税を前年度決算見込額に対し5.6パーセント減で試算をしているところであります。

町税につきましては、景気の回復は未だ厳しい状況にありますことから、前年度決算見込額と同額を見込んでいます。

また、基金からの繰り入れにつきましても、引き続き依存度を下げる体制を目標にしています。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費の減少により前年度決算見込額に対しまして1.6パーセントの減、物件費、維持補修費は19.4パーセントの減、補助費等は13.5パーセントの増、繰出金は3.7パーセントの減、投資的経費は7.8パーセントの増と見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価の確実な実施及び前倒しを指示しているところであります。

一般会計の予算規模といたしましては73億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要になるものと考えております。

以上のように、平成29年度の予算編成につきましても、相当厳しい状況となり、更な

る行政改革に取り組みますとともに、第6次本別町総合計画に掲げる主要課題につきまして、戦略的な視点と行動力をもって、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢を持てる施策の展開を推進するとしたところであります。さらに、私の5期目のまちづくりの基軸であります6つの柱と48の施策実現に向けて、ともに学び、支え合い、活力あるまちづくりを進めていくものとしております。また、本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略において定めました基本目標の実現に向けた施策展開を行うものとしております。

地方分権時代にふさわしい、自主、自立の精神にあふれる新時代の新しいまちづくりを推進するため、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう創造力と知恵を結集し、最大限の行政効果が得られるよう町民と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解御支援をよろしくお願いいたします。

次に、個性あるふるさとづくり寄付金事業について、これまでの実施状況についての報告をいたします。

これまで、本町の魅力発信により、本町を応援していただける寄付者を増やしますとともに、本町と本町特産品等をPRし、地域経済の活性化を図ることを目的として、様々な取り組みを行ってきました。

また、全国的にふるさと寄付金制度による寄付額が増加している状況をとらえて、平成28年度より更なる寄付の拡大に向けました新規業務の導入を進めてまいりました。

具体的には、全国のふるさと納税を専門に取り扱うホームページからの申込開始、クレジットカード決済の導入など、寄付される方が簡単に申込みできる仕組みを本年6月より順次導入、開始をしたところです。また、年度当初11品目でスタートしました返礼用の特産品につきましては、9月1日より順次種類をふやしまして、現在60品目を町内及び町にゆかりのある企業からの提供を受けております。

平成28年度の寄付の件数及び金額につきましては、11月30日現在におきまして、1,653件1,897万円となりまして、平成27年度の実績が387件、532万円ですので、現在までは昨年度実績のおよそ3倍、年度末の寄付総額は3,000万円と見込んでいるところであります。

寄付の状況としましては、東京や大阪、愛知などの大都市圏からの寄付が全体の50パーセントを超える件数となっております。またクレジットカード決済によります寄付件数は、9月1日からのサービス利用開始であるものの寄付実績全体の63.5パーセントとなっております。

今後も、寄付者の要望や傾向などを常に意識した返礼用特産品の提供をはじめ、より寄付者にわかりやすい寄付の使い道などの検討など、引き続きふるさと寄付金制度の本来の意義や目的を逸脱することなく、庁内や町内の関係する機関と協力し、さらなる拡大に努めてまいります。

なお、本定例会に関係予算を提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと

思います。

次に、第5次本別町行財政改革大綱・推進計画の策定について報告いたします。

本町では、平成11年4月に策定いたしました、本別町行政改革大綱以来、4次にわたります大綱の策定によりまして、行政組織の簡素化や効率化、また、健全財政の確立等に重点を置き、職員の配置数の見直しや、起債発行額の抑制等、町民に分かりやすい行財政改革に取り組んできたところであります。

今回、前期の行革大綱で理念といたしました、新しい公共の発展と、未解消、未解決課題を進展させること、また、第6次本別町総合計画の将来像との関連付け、10年、20年先の将来に効果が現れる取り組みとすると同時に、地方創生の円滑な推進に資することを基本的な考え方とする、第5次本別町行財政改革大綱を策定いたしました。

計画期間は、総合計画や地方版総合戦略との整合性を図り、平成28年度から平成32年度までとしておりまして、平成29年度の予算編成から第5次行財政改革の理念が反映されることとなります。

具体的な取り組みの内容といたしましては、推進計画を同時に定めており、その内容の柱として、組織体制の強化、持続可能な財政の確立、多様な主体との協働の3本を掲げ、これに沿った項目立てにより進めることとしております。

今後、自律による自己評価と同時に、町民の代表からなります本別町行政改革推進委員会による検証、評価をいただき、改善する等して、的確かつ適切に大綱及び推進計画に取り組んでいくこととしております。

なお、町民への内容周知につきましては町広報の12月1日号に概要を掲載していきまほすほか、大綱と推進計画の全容につきましては、町ホームページにも掲載の予定であります。

次に、この度の台風7号等によります災害復旧状況と今後の防災への取り組みについて報告いたします。

はじめに、農林業における復旧状況につきましては、農地災害復旧事業の東本別地区の2圃場は11月18日に工事を完了しております。農業用排水路の補修、修繕につきましては、農業施設災害復旧事業の西勇足地区の明渠排水補修工事年度内完了予定を残し、修繕等を終了しているところであります。

林道の復旧につきましては、通行止めが続いていました2路線のうち1路線が開通をし、残る1路線の新生林道についても年内に通行が出来る見込みとなっております。

また、この台風等の災害における農業経営、営農支援といたしまして、JA本別町など関係機関と連携し、資金対応の手続き、申請を進めますと共に、営農指導対策協議会に対策委員会を設置をして、今後の農業支援策の検討と畑作におきましては、来年の耕作における技術指導、助言の実施と畜産におきましても、飼料給与と飼料設計、家畜健康状態の監視等の取り組みを関係機関一丸となって取り組んでいくこととしています。

次に、町道の通行止め路線ですが、災害を受けました23路線のうち現在3路線が通行

止めとなっております。災害復旧事業により早期復旧に努めてまいります。

義経の里本別公園内の災害復旧につきましては、流木処理や土砂撤去は概ね完了しておりますが、ステージ横の土砂崩れにつきましては、平成29年度中に復旧する予定となっております。今後も公園周辺の治山工事につきましては、東部森林管理署と協議を行い早期復旧に努めてまいります。

また、水道施設として被災を受けました取水施設を水道施設災害復旧事業によりまして年度内に復旧を行ないます。

次に、本町の防災体制につきましては、今回の台風被害に対し災害対策本部の対応につきまして、10月に各対策部から課題や問題点の洗い出しを行っておりまして、今後の災害対策に生かすために、防災マニュアル等の見直しを図ってまいりたいと考えております。

土砂災害特別警戒区域等の指定につきましては、平成24年度に14カ所、平成26年度に7カ所を指定してきております。

現在、危険箇所が26カ所残っておりますが、北海道による基礎調査が今年3月に全て完了しておりますので、年度内の指定に向けた業務を進めてまいります。

以上、台風7号等によります災害復旧状況と今後の防災への取り組みについての行政報告とさせていただきます。

次に、本町における地域包括ケアシステムの推進について報告をいたします。

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えておりまして、団塊の世代が75歳以上となる平成37年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省におきましては、住み慣れた地域で、医療介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本町といたしましても、第6期銀河福祉タウン計画の基本理念を本別ならではの町民力を結集し、まちぐるみの支え合いの仕組みをつくるとして、本別型地域包括ケアシステムの構築に努め、推進を図っています。

また、現在、取り組みを進めております地方創生の観点からも、超少子高齢化を乗り切るため、あらゆる政策の柱に、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進が重要とされています。

現在、本町におきましては、庁内関係部局によります本別町地域包括ケア推進プロジェクトチームを立ち上げ、医療と介護の連携の検討を進めております。

本町の地域包括ケアシステムの推進にあたりましては、平成10年より介護保険制度を円滑にスタートさせる仕組みづくりのアドバイザーを務めていただいております。これまでも保健、医療、福祉に関する多様な事業に助言をいただいております。鷹野和美先生をはじめ、鷹野先生との御縁から、かねてから地域包括ケアシステムを先駆的に実践されておりました諏訪中央病院名誉院長の鎌田實先生にも御協力をいただけることとなりました。

具体的には、鎌田先生、鷹野先生を中心に、地域医療に関心のある医師や地域活性化、人材育成などに精通された方々により地域包括ケア研究所が本年10月に創設され、地域における課題に取り組みられておまして、本別町においても、本別町を地域包括ケアで元気な町にしたいと、本町の医療、福祉関係者による本別らしい地域包括ケアを考える研修会の開催など、鎌田先生を中心に精力的に御協力をいただいております。

地域包括ケアシステムを浸透させるためには多様な手段が必要でありまして、今後も地域の実情に合った地域医療介護ビジョンを念頭に、鎌田先生をはじめ、地域包括ケア研究所とも連携をしながら、引き続き地域包括ケアシステムの構築、推進に努力をしまいたいと考えておりますので、議員各位の御理解をよろしくをお願いをするところです。

次に、平成28年度に実施をいたしました高齢者向けの給付金、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向けの給付金の実施状況、及び国の平成28年度補正予算において、国が経済対策の一環として実施をします臨時福祉給付金（経済対策分）についての報告をいたします。

国が実施をします一億総活躍社会の実現に向けた施策の一環として、低所得の高齢者、障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時給付金が実施をされ、また、昨年度に引き続きまして、平成26年4月からの消費税引き上げに伴う負担の影響を緩和するための暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金が実施されたところです。

これら給付金制度の周知につきましては、案内チラシの全戸配付、申請受付期間中は、くらしの情報紙かけはしに申請案内を繰り返し掲載するなど取り進めてまいりました。

支給状況といたしましては、高齢者向け給付金につきましては、申請を4月15日から7月15日まで受け付けて、1,148名、総額3,440万円の支給決定を行い、障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金につきましては、申請を8月1日から11月1日まで受け付け、33名、総額99万円の支給決定を行い、平成28年度臨時福祉給付金につきましては、申請を8月1日から11月1日まで受け付け、1,479名、総額443万7,000円の支給決定を行い、それぞれの支給を終えております。

また、国の平成28年度補正予算におきましては、国が実施をする経済対策の一環として臨時福祉給付金（経済対策分）が実施されることとなりました。

今回の臨時福祉給付金は、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括給付するもので、対象者1人につき1万5,000円が支給されます。

対象となられる方は、平成28年1月1日現在において本町の住民基本台帳に登録されている方で、平成28年度分の町民税が課税されていないなどの、平成28年度臨時福祉給付金と同じ支給要件となります。

なお、28年度の臨時福祉給付金の支給要件を満たしていれば、申請をされていない方や、辞退をされた方も対象となります。

申請の受付は、総合ケアセンター内保健福祉課、子ども未来課、役場の勇足、仙美里両出張所の各窓口で行いまして、申請期間は3月1日から6月1日までを予定しております。

周知に際しましては、給付金に関するチラシを広報ほんべつ3月1日号に折り込むほか、申請期間中は繰り返し周知を図りますとともに、給付対象者からの申請に対し早急に対応できる体制を整えてまいります。

なお、本定例会に関係予算を提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、北海道日本ハムファイターズによります179市町村応援大使2017の決定についての報告をさせていただきます。

北海道の球団として多くの道民から愛されている北海道日本ハムファイターズ球団が、2013年より取り組んでおります北海道全力応援プロジェクト、ファイターズ選手によります市町村応援大使につきましては、この度、2017年度の応援市町村として本町が選定をされました。

この取り組みは、北海道日本ハムファイターズの選手が市町村のPRなどを含む、まちづくりやまちおこしを行う応援大使を1年間、務めていただくもので、道内18の市町村を指定いただくものであります。

過日開催されましたファンフェスティバルにおきまして、本町の応援大使は、有原航平投手と大累進内野手に決定をしたところです。

応援大使となります両選手につきましては、来年の1月から12月までの1年間、町のポスター、広報紙、ホームページ掲載に起用したり、球団と相互にアイデアを持ち寄りながら特産品等のプロモーションやイベント、行事に協力していただけることとなります。

本町といたしましては、この取り組みを通じ、まちづくり、まちおこしが発展的かつ永続的に繋がるよう、北海道日本ハムファイターズほんべつ後援会をはじめ、関係団体の御協力をいただきながら、有意義な事業を進めてまいりたいと思っております。

以上、第4回本別町議会定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで行政報告を終わります。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。念のため申し上げます。

明日、12月7日から12日までの6日間は休会であり、12月13日午前10時再開であります。

これをもって、通知済みとします。

なお、一般質問の通告は12月8日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前10時45分）

# 平成28年本別町議会第4回定例会会議録(第2号)

平成28年12月13日(火曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

## 職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君      総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

## 開議宣告（午前 10 時 00 分）

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長高橋利勝君、御登壇ください。

議会運営委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

12月2日の議会運営委員会以降、本日までには1件の提出がありました。

商工会に対する平成29年度市町村補助金についての要望、以上1件については、後刻、回覧に供することといたしました。

以上です。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

### 日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました2問について質問させていただきます。

初めに、冬期における除雪、排雪の取り組みについてです。

ことしは例年になく冬の到来が早く、既に市町村では除雪等が始まっているところがあります。本町においても、積雪は少ないものの寒さが厳しく、今冬期は厳しくなるのではないかという声も聞かれます。

申し上げるまでもありませんが、冬期の降雪は交通の妨げや積雪による生活への支障によって、町民の皆さんの安全を脅かします。したがって、降雪後の除雪、排雪は速やかに、また、丁寧に取り組むべきと思いますが、以下2点について考え方を伺います。

1点目でありますけれども、道路の除雪に当たっては、車のすれ違いに支障のないような車道の確保、高齢者や子供たちが安全に歩ける歩道の確保、見通しやすれ違いに支障のない交差点への配慮が住民の要望として根強くあります。これらの要望に対してどのように対処する考えか、まずお伺いします。

2点目でありますけれども、除雪によって道路両側に雪が寄せられますが、そのため、道路沿いにある消火栓や循環バスのバス停などの施設も埋もれることがあります。速やかな除雪を望む声がありますが、この点についても考え方を伺います。

以上2点について、お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の1問目の冬期における除雪、排雪の取り組みについての答弁をさせていただきます。

まず、1点目の道路除雪に当たっての車のすれ違いに支障のない車道の確保についてであります。現在、歩道のある幅員の広い道路は、車道の脇の部分と歩道の車道側のところにあります。堆雪幅を利用して、すれ違いのできる車道の確保をしているところでもあります。

しかし、歩道もなく幅員の狭い道路につきましては、雪の降る量にもよりますが、幾度かの除雪により道路沿いの堆雪スペースがなくなりまして、車両のすれ違いができなく、通行に支障が出る状況になれば、排雪を優先させていただいて、車線の確保をしていきたいというふうに思います。

次に、安全に歩ける歩道の確保についてですが、現在、歩道の除雪は、最初に子供たちの安全な通学のために、通学路を通学時間までに優先して行っていますが、その後、残りの歩道を除雪してきておりまして、広い歩道は機械で、また、狭い歩道は小型の機械と手作業も含めて除雪をさせていただいています。極力早く歩けるように、これも実施していくということに引き続き努力していきたいというふうに思います。

また、除雪時に寄せられる交差点の雪により、車や歩行者からも見通しが悪く、車同士の通行に支障が出る状況になれば、これも最優先で排雪を行っていくということでもあります。

2点目の除雪時に道路枠に寄せられる雪による、消火栓や循環バスのバス停などの施設が埋もれることについての御質問ですが、やはり降雪時の道路の除雪は、一般車両や緊急車両、また、歩行者の走行を確保するために、できるだけ速やかに行うこととしておりまして、作業車も大型機械でありまして、どうしても除雪時には道路沿いにあります。付帯施設周りの除雪はできていないのが実態であります。

このために、消火栓の除雪につきましては、消防職員によりまして、通常の降雪10センチから30センチ程度の通常の雪質では、道路の除雪の終了後、状況を見ながら職員で施設の周りの除雪をしているということでもあります。また、大雪の場合であります。職員だけでは対応し切れない部分は、消防団員の皆さんにも協力させていただいての対応をしているということでもあります。

また、循環バスのバス停の除雪については、建設水道課でバス停のあるところの歩道は除雪を行っていますが、歩道と車道の幅の間は、このバス停の部分は、健康管理センターの職員で除雪を実施しています。

しかし、大雪によりまして消火活動に支障が出る消火栓や、循環バスの運行に支障が出るバス停の除排雪は、今までどおり両機関と連絡を取り合いながら、建設水道課の機械作業で実施していくということにさせていただきたいと思います。

御質問ありますように、今冬期も早目の雪でありますから、また除雪、排雪含めて、住民生活に支障のないように鋭意取り組んでいきたいというふうに思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問させていただきます。

1点目、2点目も共通することが何点かあるのですが、一つは、今も答弁の中で出ていましたけれども、雪が軽かったり、降雪量が少なければ、意外とこういう指摘のところも地域の住民含めて行うということで取り組んでいるところも私は少なくないと思います。ただ、これは十勝特有というか、また近年もそうですが、どうしても大雪が降るときはべた雪になるということで、そのべた雪を、例えば除雪機械で除雪をすると、今度それが固まって大変重い、要するに除雪をするにしても排雪をするにしても大変困難な状況になるというのがあるわけでありまして、特にそういう意味では、例えば交差点ですが、交差点の除雪のあり方として言われているのは、町道から国道へとか、また、町道から道道へという丁字路もありますし、十字路の中では、除雪をして側に寄せた雪がそのまましばらく置かれるということになると、先ほども言いましたように、どうしても見通しが悪い状況が現実としてあると。もう一つは、交差点で、例えば左折、右折をするときに大変厳しい状況になるということで、それは交差点の除雪のあり方として、クロスして直線に除雪を最初にしていくわけですが、交差するときには、当然カーブしていますというか、交差しやすいようにもっと交差点が広がっているわけですが、なかなかその残ったところの除雪がされていないということで、今言いましたように見通しが悪いし、車が左折、右折するにしても、左折方向とか右折方向から車が来ているときには、すれ違うときにひやっとするというような、そういうことがあるわけでありまして、そういう意味では、大雪がべた雪とかになると、先ほど言われていますように、除雪だけでなく排雪をするということも大事なわけですが、先ほどその辺の答弁もありましたけれども、ただ、これは私の私感ですが、排雪については、過去でいいますと町の職員の要員もあつたし、除雪機械もあつたということで、意外と、スムーズということは言えないかもしれませんが、早期に排雪作業というのがやられていたような気がします。ただ、現在では、要員や除雪機械も少ないということもあるのですが、なかなかそういう意味では排雪も大変だということがありますけれども、今言いましたように、大雪でべた雪になると、なかなか地域の住民がそれを処置するということも大変だということで指摘をされていますので、その点も含めて、今後、除雪、特に排雪ということになるでしょうか、そういうことについて、もう一度考え方を伺いたいと思います。

これは2点目のところも同じなのですが、消火栓にしてもバス停や何かにしても、これも雪の少ないときは近所の地域住民の人たちが除雪をしてくれるわけですが、先ほど言ったように、べた雪になって、除雪をしてかたくなって、なかなかそう

いう人たちが排雪するには困難だということもあって、そういう一般の町民もありますけれども、そういう人たちの中からもそういう声が出ているので、やっぱりある程度その辺については考えていくべきでないかと思うのですが。

あと場合によっては、先ほども出ていましたけれども、手でやらなければならないというようなことがあるのですが、そういう意味では、大雪がいつでも降るというわけではありませんから、その大雪の降った時期に、例えば、冬期の要員として、本別町の中では冬期の季節雇用の対策などやっていますけれども、前にお話ししたこともあるかもしれませんが、そういった人たちを一定の時期に活用して、手作業でもいいので、そういった細かいところの除雪というのは活用できないのかどうか、その点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、御指摘をいただいた部分については、雪の量だとか質にもよりますけれども、ことしは早いうちに雪が降りましたけれども、べた雪になって凍りつくということはまだないですから、非常にまだ除雪もしやすいのかなというふうに思うのですが、近年、ここ数年でしたら、早いうちに凍りつくような、また、みぞれまじりのような雪が降って、歩道なんか本当になかなか小さな機械では削れないような、そんなことにもなりましたけれども、通常の雪であれば、それほど支障を来すというのは余りないですけれども、先ほど御質問ありましたように、本当にべたついた重たい雪が降ると、大型機械でやるとかはまだ何とか力で押せるのですけれども、小型機械だとか手作業になるとこれまた労力がいるということで、非常に苦戦しているというような状況であります。いずれにしても、交差点付近もそうですけれども、北海道だ、また国だということで、国道、道道を含め、なるべく早く、交差点の見通しは特に大事なところですから、これは旧土木現業所を含めて、また開発も含めて、これは早期に除排雪、特に排雪していただくようお願いをしているところですが、これをさらにまた連携をとりながらしっかりと、その支障が出るようなことのないように引き続き対応していきたいなというふうに思います。

また、施設周りもそうですけれども、御質問ありましたように、本当に手作業でやるのですけれども、除雪全体、町内全体、業界の皆さん方にもお手伝いいただいて出勤していただいて、それぞれ地域の割り振りをしながら協力していただいているのですが、人手でやるということについては、今御質問あったようなことも私ども実はずっと考えているのですが、また、人材センターにそれぞれお願いしているのですが、最近では社会福祉協議会がやっている除排雪もそうですけれども、まず人材がとにかく確保できない、ここが一番の悩みなのですね。ですから、手作業でやらなければならないぐらいの雪が降ったときには、かなり仕事の量としてはやっぱりあるのですけれども、なかなかそういう部分では、人材を確保するということが大変困難な状況になっ

ているということもぜひ御理解いただきたいと思いますが、それでも何とか、先ほど申し上げましたように、職員で頑張っているということ、さらにまた、消防団員の皆さんにも協力していただくとか、それぞれ関係する施設周りについてはそんなことで努力させていただいていますが、何とかそういう部分では、御質問ありましたように、雪質にもよりますけれども、とにかく支障のない歩行、車はもちろんですけれども、施設周りを含めてしっかりと対応していきたいなというふうに思います。

また、現場の状況なんかを含めて、担当のほうから、今までの経過を含めてまた、ちょっと中の改善点も少し見えてきましたので、それを含めて担当のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 高橋議員さんのほうから、今までも早目に排雪をしていただいているということでお話をいただきまして、昨年も5回ほどの降雪がありまして、それを見ながら、交差点の付近だとか早目の対応をさせていただいてきております。

また、今、町長からお話がありましたように、質問の中にも丁寧で早くということの御質問もありましたので、ちょっと改善点というか、そういうものを含めまして報告させていただきたいと思います。

まず、1点目なのですが、以前もちょっと議員さんのほうからお話がありました、除雪前のミーティングがどうなのだろうねということで以前からもありましたので、以前からこのことについてはやっておりますが、直営作業と委託業者が皆さん集まりまして、除雪区域の確認というか、区域ごとの確認をしまして、雪の多量たりやすい場所だとか、そういうところの注意箇所や交差点に雪を置かないことなど、また、国道や道道との交差点の取付の段差の解消の対応とか、ほかに除雪の途中で経過報告、何回かどのくらい進んでいるのだとか、そういう状況を細かく入れるよう会議を進めて、事前の会議を開いております。

もう1点は、スムーズな除雪ということでちょっと検討させていただきましたが、本年度より各機械ごとの除雪範囲の見直しを行っております。今まで割と時間がかかっていた委託業者の部分の範囲が、ちょっと時間がかかっておりましたので、若干その範囲を縮小しまして、ほかの区域で早く終わっている直営機械のほうでの範囲を少し広げまして、全体的な除雪が同じ時間帯に終わるよう、時間帯が偏らないように、少しでも早く丁寧な除雪を心がけていきたいなということに改善点を少し考えております。

大きな点は以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 速やかに丁寧ということで、相手は雪ですから、そして、

除雪範囲も広いということですから、そういう意味では、一定程度理解するものはあるのですが、例えば、ちょっとこれは町でやったのかどうかというのを私確認をしたいのですけれども、今回、例えば私の住んでいるところの近くの道路で、ある程度国道に出るところの一部、スリップしたりしないようにということで、除雪をして砂をまいているところがあるわけですが、ちょっとわからないのは、それは開発でやったのか町でやったのかということがわからないので確定的なことは言えませんが、これは従来、そういうことがなかなか見られなかったといいますが、除雪というのは、例えば10センチ以上とか、そういう基準があって、そうでないとなかなか発動、これは全体的にはそういうことかもしれませんが、先ほど来言われているように、町民の皆さんの要望というのは、全体という問題もあるけれども、そういう危険性のあるところに対して、やっぱり速やかにというか丁寧にしてほしいというようなことが言われていますので、今改善点もありましたけれども、そういう意味では努力をしていただきたいと思いますが。

ミーティングなどをやるということですが、これも私の私感になるかもしれませんが、これも、過去、ほとんど直営でやっていたときは、職員の皆さんも町民の方から結構言われるということもあったのかもしれませんが、除雪というのは、今よりは丁寧というか、きれいにというか、きちっとやっていたような気がするのです。そういう意味では、それは職員の皆さんが努力するというのもあると思うのですが、ただ、先ほど言いましたように、そのときから見たら、職員にしても、除雪機械にしても、ダンプにしても少ないわけですから、結果としてそこまでどれだけできるかということもありますが、もう一度お伺いしますけれども、機械でやるところは別にしても、手でやる場所については、季節労働者雇用対策というのがあって、企業組合が受け皿なのですか、そこでいろいろな事業をやっていますけれども、この対策の一部として、こういった雇用対策で仕事をする人たちを一部、例えば大雪のときとか活用して、人力なら人力の部分でもできないのかなというのが、そういう思いがあるのですけれども、その点についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問いただいた砂まきですけれども、危険箇所は早目早目に砂をまいてやっていますから、中身については担当のほうから答弁させていただきます。

雇用対策ですが、先ほど少し申し上げましたけれども、非常にありがたいですね、こういうことで手伝っていただくとすれば。なかなか現実には、雪が降ったから、さあお願いしますといってもなかなか人が集まらないというのが現状でありまして、何とかそういう雇用対策も含めてなのですから、そういうような御協力をいただくとすれば、本当に大変ありがたいことですから、再度、ほかの部分で解体だとか、また、せり出した木の枝払いとか、そういう雇用対策をやっていますので、それ

は本当に多くは企業のそれぞれの職員の皆さん方が出勤していただいているということですから、そういう雇用形態もいろいろあるのですけれども、そこも含めて、こういう除雪のときなんか、今御質問にありますように協力いただけるとすれば、私どもも本当にそういう雇用の場を含めて対応させていただきたいなというふうに思いますが、また、業界含めて、企業組合含め、ぜひまた呼びかけをさせていただきながら、いざというときに出勤できるような人員の確保を含め、お願いしていききたいなというふうに思います。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 砂まきの件でございますけれども、高橋議員さん言われますように、雪のかたさや、あと路面のかたさとか、いろいろ状況がありますけれども、基本的には坂道、交差点の付近は、砂の散布は常にしております。

また、もう一つあれなのですけれども、開発さん、道道さんとの交差点付近に、今、議員さんが言われたその部分なのですけれども、その部分につきましては、雪の降る前、10月に開発、土現、あと消防さん、警察、あと3町も入りまして、豪雪ワーキングという会議をやっておりまして、そういう中で交差点、国道、道道との交差点とか、そういう部分の除排雪に関しての打ち合わせをしております、そういう部分も打ち合わせしながら、砂まきだとか、そういうのを安全面だとかを気をつけながらやりましょうねということで対応しております。

9番（高橋利勝君） 終わります。次。

それでは、2点目の本町におけるアスベストの、石綿というのですが、対策についてお伺いします。

札幌市の施設で、煙突内でアスベストの断熱材が落下したことが発端となり、今、全道の各地でも、学校でも同様なことが起こっているという新聞発表などがあります。十勝管内でも、アスベスト使用の断熱材の落下や飛散、健康被害は報告されていませんが、本別町を含め、多くの学校でアスベストを含む建材が使われていると言われていいます。

本町の学校でも、新聞の報道によりますと4校がアスベストを使用しているとのことでもありますけれども、そこで、本町におけるアスベスト対策についてお伺いいたします。

1点目ではありますが、札幌市では、文部科学省から指示されていた学校関係施設の煙突用断熱材のアスベスト点検を実はやっていなかった、怠っていたということで、是正指導を受けている。先ほど言いましたように、断熱材の落下を通してそういったことが問題になっているわけですが、これにつきましては、2014年6月に国の石綿障害予防規則が改正され、文部科学省は同年4月とことし8月に煙突用断熱材などの点検を各自治体に指示したと言われていいますが、本町としてはどのように対応したのか、まず、お伺いします。

2 点目でありますけれども、新聞によりますと、先ほど言いましたように、本町の学校関係ですが、4 校のうち小学校 1 校については、来年 4 月から始まる大規模改修時に処理する予定として載っておりましたが、残りの 3 校についても速やかに処理すべきと思いますが、考え方を伺います。また、4 校の学校名について公表できないのか、これもお伺いします。

3 点目でありますけれども、自治体によっては、今回のことで他施設の調査にも踏み込んでいるところがあります。本町においても学校のほかにアスベストが使用されている公共施設がないのか、あるとすれば速やかに処理すべきと思いますが、考え方を以上 3 点お伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員、2 問目のアスベスト（石綿）対策についての答弁をさせていただきます。

まず、このアスベスト対策でありますけれども、平成 17 年に、実は今御質問ありましたように、石綿障害予防規則が制定されまして、吹きつけ石綿及び石綿含有吹きつけロックウールが損傷だとか、また劣化によって飛散などのおそれがあるときは、それを除去、また封じ込め、あるいは囲い込みの措置を講じなければならないことという通達がありました。

本町におきましては、学校教育施設や社会教育施設を初め、全公共施設につきまして設計図書による確認を行いながら、吹きつけアスベストの可能性のある施設として、本別中央公民館のボイラー室、ステージの上部、空調機械室、本別中央小学校の第 2 体育館のボイラー室、さらに、本別中学校の体育館の物入れ、勇足中学校のボイラー室を特定して、専門業者による分析とサンプルの摂取をしていただいて、含有検査を実施してきたところであります。

本別中央公民館の空調機械室におきましては、微量の含有があることが確認され、この空調機械室につきましては、平成 18 年 2 月にアスベストの除去、改修工事を終えているところであります。

なお、御質問のとおり、平成 26 年 6 月 1 日に、さらに石綿障害予防規則が改正されまして、これまでの吹きつけアスベストの規制に加えて、石綿を含有する張りつけられた保温材、また耐火被覆材などが規制対象となったところであります。

1 点目の本町の対応についてでありますけれども、平成 26 年 8 月 1 日に文部科学省からの通知による指示を受け、直ちに学校施設及び公民館施設の暖房用配管に使用されている保温材等などの確認を行いました。結果、これら全てがグラスウール素材であるということで、石綿ではないということで確認をさせていただきました。

また、煙突につきましては、専門業者による設計図書での石綿使用状況及び現地での目視の調査を平成 26 年 12 月に実施して、アスベストが使用されている可能性がある煙突として、平成 27 年 8 月に勇足小学校、仙美里小学校、本別中学校体育館、

勇足中学校、本別中央公民館、美里別公民館のそれぞれのボイラー室の煙突において分析サンプルの採取及び煙突の劣化調査をしたところです。結果として、全6施設ともアスベストを含んだ建材を使用しておりますけれども、除去を講じるような剥がれ落ちがないため、継続的な観察により必要な時期に除去すべきとの診断をいただいたところでもあります。

なお、美里別地区の公民館につきましては、ボイラーの使用をしておりませんので、平成28年6月7日に煙突の封じ込め作業を完了させていただきました。

また、歴史民俗資料館、図書館におきましても、平成28年9月に同様の調査を実施した結果、経過観察により必要な時期に除去との診断を受けているところでもあります。町体育館につきましては、設計図書上、アスベストを含む建材を使用しておりますが、念のため分析サンプルの採取及び劣化状況を調査すべく、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、今年度中に調査を実施する予定としておりますので、御審議をいただきますようによろしく願いますところではあります。

2点目のアスベスト建材の除去についての御質問でありますけれども、新年度におきまして、御質問にありますように、勇足小学校の大規模改修を実施する計画としておりますので、教室ごとに使用する暖房機器へ切りかえるとともに、煙突に使われておりますこの石綿、アスベストを含む建材の除去及び封じ込め作業を行う予定としております。

また、仙美里小学校、本別中学校体育館、勇足中学校のボイラー室の煙突の改修につきましては、新聞報道後の11月4日に、北海道教育庁通知により、アスベストの対策工事を実施するための学校施設環境改善交付金申請意向調査がありました。ここで実施要望の申し出をしているところでもあります。補助事業として認可をいただければ、新年度において、アスベストを含む建材の撤去及び煙突の改修工事を実施したいと考えております。

3点目の学校施設以外のアスベスト使用の公共施設についてですが、今後、設計図書での確認を行いまして、アスベストが含まれているかどうか建材の実態調査をさせていただいて、その調査の結果、アスベストが含まれている建材だということの判断が出れば、目視によって剥離状態など確認して、御質問にありますように必要な措置をしっかりととっていきたくと、こういうふうにも今考えております。

以上申し上げて、答弁とします。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今の答弁によりますと、新聞報道にも出てはおりますけれども、結局、封じ込めをして措置をすれば、それでよしということなのでしょうが、それを順次見守っていくという形ですが、ただ、札幌市の場合とかほかのところもそうですが、いずれそこが老朽化するということは免れないということになるわけですから、ある程度その落下しそうになるまでずっと見守っていくということですが、こ

それは例えば、将来的にそういう可能性があるということだとすれば、ある程度、順次その部分を撤去するようになるとか、そういう措置というのはできないのでしょうか。その点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 御質問にお答えを申し上げたいと思います。

学校施設につきましては、ただいま町長から御答弁したとおりであります。学校の現状の施設の中では、仙美里小学校、勇足小学校、勇足中学校、本別中学校の体育館のボイラー室の煙突にアスベストを含有している建材を使用している、この4カ所のみでございます。

これまた先ほど御答弁申し上げておりますが、勇足小学校については、大規模改修にあわせて実施いたします。残る3カ所については、今、補助事業が出てまいりましたから、それに申請中でありまして、それが認可されれば、新年度において実施したいというふうに考えています。

あと残るは文教施設としては図書館、資料館、中央公民館のボイラー室の煙突であります。これは、診断した中では剥がれ落ちがない状況にありますから、今、早急に対応しなければならぬという状況ではございませんが、逐次調査していく必要があります。それは目視で見ていく。剥がれ落ちがないかどうかを確認していくことが必要であります。

御質問のとおり老朽化してまいります。劣化する可能性もありますから、それは注意深く見ていきながら、もちろん危険なような状況になれば改修等を行う。また、計画的に実施していくことも必要かなと思っておりますが、今のところ、補助メニューが学校施設のみになっておりますので、そういったこともらみながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、6番黒山久男君。

6番（黒山久男君） 議長のお許しを得ましたので、通告しております1問について、町長にお伺いいたします。

本町のまちおこし、地域おこしについてでございます。

全国的に地方は少子化、高齢化が進んでいます。人口減少も進んでいます。地方のまちの存続が危ぶまれています。各町村はさまざまなまちづくりを行っています。本町のまちおこし、地域おこしについて伺います。

1点目でございますけれども、本町も福祉でまちづくりを進めています。多くの取り組みが進められていると思っています。各種取り組みが本町の人口増や雇用増、商工業の活性化に結びつくことが重要だと思います。本町の取り組みが具体的にまちおこしにどのように結びついているか、どのように評価されているか、町長にお伺いいたします。

2点目でございますけれども、イベントとして大きなきらめきタウンフェスティバルやつつじ祭りでのイベントでは、町職員、商工会、農協、観光協会、自治会連合会と多くの団体の協力で実施されています。大変な取り組みであることは私も承知しております。町民が気楽に参加、協力するボランティア組織、仮称でございますけれども、まちづくり協力隊とかまちづくりボランティア隊を結成して、町民全体でイベントを盛り上げていくような格好にしてはどうかと思っておりますけれども、その考え方をお伺いします。

3点目、総務省や道が進めております、地域おこし協力隊の導入でありますけれども、本町は導入しておりません。さまざまな要件があるかと思っておりますけれども、本町においても導入すべきと思っておりますが、町長の考え方をお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 黒山議員の本町のまちおこし、地域おこしについての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の本町の取り組みが具体的にまちおこしにどのように結びついているかということでありまして、人が動くことや物の消費、そして、これらにつながることを誘発するさまざまな取り組みの全てがまちおこしの原点であるというふうに考えておりますし、現在、第6次の本別町総合計画に基づきまして、この施策と同時に地方創生の総合戦略に掲げる施策を鋭意進めているところであります。

住民に身近なまちおこし、地域おこしの具体例を挙げますと、御質問ありましたようにイベントの開催だとか、さらにまた特産品の開発、販売促進、また、ゆるキャラなどの取り組みを進めるのは、住民の地元愛の醸成やコミュニティーの増加、また、地産地消の推進、さらには、本別町の名前を外部へ発信することで知名度の向上を狙うものでもありまして、ひいては、交流人口増加の機会の創設から、外部からの購買額の確保や移住・定住のきっかけづくりなどにより、地域経済の維持、発展を目指すものでもあります。こうした一連の取り組みが増加に至らずとも、雇用の維持と安定から、人口減少に少しでも歯どめをかける、このような間接的な効果としてあらわれているものというところであります。手法などにつきましては、さまざまな方法論があることは承知するところですが、雇用の促進、創出、地域経済の活性化によって人口の維持、増加を図ることも重要であります。住民福祉の向上と住みよい環境創設を進め、いかに本町に住んでいる人々みんなが幸せを感じたり、さらに豊かな環境の中で充実感を味わいながらしっかりと生活いただくと、こういうことにもさらに力を入れていこうということでもあります。

2点目でありまして、町民が参加、協力するボランティア、仮称でありますけれども、組織すべきとの御質問であります。御質問のとおり、イベント開催時の設営だとか撤去、また、一連の運営につきましては、それぞれのイベントにつきましては実行委員会体制をつくらせていただいておりますから、今、少子高齢化、また人口減の影

響によりまして、かかわっていただける人材力ですね、マンパワーということでも言われますけれども、この総量が減少しているということは本当に否めない事実でありまして、この状況において、きらめきタウンフェスティバルでは、本年は20回目を迎えて開催を終えたところですが、初めての開催となります20年前の人口と比べて、その人口の規模が1万人から7,500人ですから、本当にこのような状況の中でも、これだけのイベントだとか、それぞれ多くの企画をしていただいて、本町はたくさんのイベントを実施いただいておりますが、まさにこれは町民力ですね、皆さんの御協力、御支援のたまものでありまして、改めてこの取り組みに、この場をかりて敬意を表して、また、お礼を申し上げるところであります。

御提唱いただきましたボランティア組織の結成の関係でありますけれども、今申し上げましたとおり、本当に残念ながら人材力が非常に少なくなっておりますので、さまざまな方法を講じながら、ボランティアもいろいろな形があるかと思っておりますけれども、趣旨に賛同されて、また、職場を退職した後も個人会員としてそれぞれの実行委員として残っていただく方も実際におられますし、また、運営上の作業だけでなく、みずから楽しみながら自己実現を図るということなどを含めて、非常に積極的な、また自発的に参加できるような、そういう実行委員会体制、運営をつくられていることも事実でありますから、それらを含めて、この受け皿となるそれぞれのイベントの実行委員会とか、また、関係機関団体とも協議の上、これらについてはしっかりと検討させていただければと思います。

御質問いただいているとおり、そのような組織ができるとしたら、本当にこれはありがたい話でありまして、ぜひ、そのような方向も含めて、十分にそれぞれ検討していきたいなというふうに思います。

ただ、ほとんど実行委員会体制をしっかりと組んでいる体制ですから、そこにどのようにかかわれるか含めて、それらもしっかりと実行委員会体制、先ほど言いましたけれども、関係機関とまた十分に協議をさせていただきながら、検討をさせていただきたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、イベント運営につきましては、それぞれ所期の目的を再確認しながら、作業の負担の見直しだとか軽減、弱いところは相互に補完しながら進めていくという協働の原点に立ち返るとともに、町民の皆さんの力が発揮できるような仕組みづくりにしっかりと対応していくことが重要と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の地域おこし協力隊の導入ですが、以前にも議会でも質問いただきました。その際には、地域で活躍を希望する隊員と受け入れる自治体の課題のマッチングが重要であるということで、慎重に検討を進める旨の答弁をさせていただいたところでもあります。でき得れば、町内のそれぞれ経験豊かな人材の方々にとしっかりと協力隊として、それぞれ熟知している本町での協力をいただくというようなこともあわせ

て答弁させていただいたところでありまして、また、御質問のとおり、地方創生の取り組みとして、国、それから北海道もこれらの人材の派遣含めて力を入れて今推進していただいているところでありまして、今後のまちづくりの課題の解決に向けて、地元だけではできない部分を地方の活性化に志を持つ協力隊に補っていただくことも想定しながら、しっかりと協力隊に何を期待して、何をやっていくのかということも、その課題をしっかりと見つめながら、行政だけでなく、地域の理解も得られるような受け入れ体制の整備も同時に進めていく必要があると考えております。引き続き、適切な導入時期を検討しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも、また特段の御理解と御支援をいただきながら進めていきたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） 再質問させていただきます。

まず、1点目の関係でございますけれども、私は、本別町は本当に住みやすい町だと自分では思っております。しかし、人口の町外転出が十勝でも一番多いというような状況が続いています。これは高齢で病院に入院しなければならない、通院しなければならないとか、または、さまざまな要因がありまして、帯広や札幌方面への子供のところに行ってしまうというようなことが見受けられると思っております。

しかし、今、本別町が取り組んでおりますまちおこし、地域おこしが人口増や雇用の場の確保、商工会の発展に結びついていないのではないかと町民の声も聞かれております。私は、本別町が取り組んでいるさまざまなまちおこし事業が即人口増や雇用増につながるとは思っておりません。公助・共助・自助の取り組みが一体となって継続的に取り組まれることが重要と思われまますので、改めて町長の考えを伺いたいと思っております。

2点目のそれぞれのイベントの関係でございますけれども、帯広で行われております大きな花火大会が毎年開催されております。私もここ何年か継続して花火を見に行っているのですが、一昨年までは、翌朝、会場を見ましたらごみの山でした。それがことし、後片づけのボランティア組織を呼びかけて、それが結成されまして、翌朝、ことし行ってきました。朝6時ごろ行ってきましたら、ごみ一つ落ちていません。

したがって、そういうことから、何かそういうイベントの後片づけだとか、お手伝いできる町民の方々がいれば、非常に高齢化が進んでいますから大変ですが、気楽にそういうイベントにみずからが参加して、みずからが協力しているというような方向にできないかなというのが私の発想でございます。町長の答弁の中でも実行委員会ということがありますから、その実行委員会の中にそういった組織を進めていくような形がとれないのかどうか、これも改めてお伺いしたいと思っております。

3点目に、地域おこし協力隊の導入について、総務省や北海道地域政策課でも積極的に進めています。27年度では、北海道では104市町村で導入されていますし、会員数は348人となっております。28年度の集計がまだ定かではありませんけれども、かなりふえているのかなと思っています。

ここ半月ぐらいでは、オホーツク管内の雄武町、置戸町、檜山管内八雲町で導入に向けた募集広告がありました。また、池田町の地域おこし協力隊の取り組みも新聞で紹介されています。

また、長くそこに住んでいると当たり前の風景が都会や町外の人が見るとすばらしい景色と感じるものがありまして、新しい発見もございます。この典型的なのが日本の棚田の問題だと思っています。すばらしい光景であることから、農林水産省は、1999年に日本の棚田百選を選定し、全国117市町村、134地区で棚田百選を選んでおります。また、棚田風景を見るため多くの観光客が各町村に訪れていますし、この風景がすばらしいということで、移住にもつながっているという昨日の新聞でも報道されております。

このように、地域おこし協力隊による新しい発見、新しい取り組みが考えられることから、ぜひとも本別町に早急に導入を図っていただきたいと思っています。

また、総務省から、隊員1人500万円を上限にして地方交付税措置がされるわけでございますので、そういった面も含めまして、ぜひとも早急に導入をすべきと思いますので、再度、町長の考え方をお伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、もし抜けていたら、また御質問いただきたいなというふうに思いますが。

まず、住みやすい町ということではありますが、本当に私どももこの間、人口減少というのは、自然減でも、広報を毎月見ていただければ一番わかると思うのですが、亡くなる方が残念ながら十数名おられて、生まれる方が2名とか、そういうことですから、非常に人口減少ですが、さらにまた、官公庁の、特に統廃合なんかそうでしたけれども、最近はさらに単身赴任の方が非常に多くなって、また、通勤される人も多くなっているということで、非常にやっぱりこういう直接の家族がなかなか移動しないということも含めてあるのですが、その弊害としては、町内のそれぞれ職場の中で雇用できる人数が限られているとか、さらにまた臨時、パートの方で支えていただいている部分もかなり人材不足ということなども起きています。

反面、その中で、起業家支援だとか、また企業誘致だとかを含めて、これは家族も含めての移住、定住をしていただけたらとか、そういうことにもつながっていくことも事実でありますから、とにかく今なし得る地方創生、さらにまた、それぞれの第6次の総合計画の実施を含めて、的確に少しでも人口増につなげて、また、人口減少に歯どめをかける、このような施策をさらにまた実行していきたいなというふうに思って

います。

その中に、御質問のようにイベントだとか各種、こういう取り組みがさらに町民の皆さんの町民力によって開催されるということは非常に大事なことでありますから、先ほどの質問にも答弁させていただきましたけれども、まさに御質問にありますように自助・公助・共助というのは本当に大事なところでありますから、この意識もさらに持っていただきながら、それぞれのイベントに含めて協力隊という形の中は、なかなか役場のほうからというか、こっちのほうからお願いしますということではなかなか組織的にうまく機能しないかもしれませんので、しっかり実行委員会のそれぞれのイベント体制の中で、その実行委員会の皆さん方から、そういう協力隊のような要請をしっかりと声かけをしていただくと。そんなようなことを含めてしっかりと連携をとりながら、それぞれの大事な部分を支えていただくその人材になるべく、仮称でありますけれども、協力隊のような人をしっかりと組織できればというふうに思っていますので、それぞれ連携して頑張っていきたいなというふうに思っています。

今、お話しいただきましたように、花火大会のごみ拾いということで、非常にきれいな会場になっていたりすると、私どももネットだとか、またそれぞれ多くの人たちがそういう評価をしていたことも私も承知していました。これだけの取り組みができるということを含めて、また、都会のほうでもそれぞれハロウィンの後の散乱しているごみを拾いに行ったら、集めている時間にその協力隊が行ったら、既にほかの団体がいてきれいに片付けていたとか、そのような輪もあちこちで広がっていることも事実でありますので、それらも十分参考にしながら、これらの今御質問の部分については取り組んでいきたいなというふうに思っています。

また、協力隊の関係でありますけれども、先ほど答弁させていただきましたけれども、何を目的にして、どういう取り組みをする、そこにどういう人材をとということも含めて、実は今、御質問ありましたように北海道の政策部から直接そういう連絡をいただいて、国の総務省のほうは400万円上限で人材の特別交付税措置ですけれども、しっかりとそういう資金対応もできるということでもありますから、それらはしっかりと念頭には入れているのですが、どういう人材を求めて協力いただくかということは、今まさに私どもが、これから地域包括ケアの推進ということで、相当この部分については国も含めて力を入れていくということでもありますので、これからの地域おこし、まちおこしには地域包括ケアが欠かせないものだということでもありますので、それらのことも視野に入れながら、協力隊の人材にそれぞれの的を絞りながら行政をしていく、そういう場面も直ちに実現できればなというふうに思っておりますので、それら必要なものについてしっかりと協力隊の協力をいただく、そういう体制をつくっていききたいなと思います。

以上申し上げて、答弁とします。

議長（方川一郎君） 黒山久男君。

6番（黒山久男君） まちおこし、地域おこしは、即人口増やそういうものに結びつかないと思いますので、継続した取り組みが重要になってくるのかなと思っています。

今までかなりイベントもやってきておりますけれども、体育協会が中心となっていて行われておりました雪中運動会、これなんかはかなり続いたのですけれども、これもなくなると。それから、玉入れも、これも結構続いたのですけれども、これもなくなってしまうと。それから、去年までありました雪あかりナイト、これが実行委員会では取り組めなくて、新たな方向に向かっていくという状況がございます。こういった取り組みがやっぱり私は継続的に行われるべきだと思っています。

また、今回、行政報告の中で、日本ハムファイターズの後援会ができて、大使も決まり、まちおこしに生かしていくという報告がございました。これらも大使は1年ありますから、1年過ぎるとなかなか活動しないという町村があるということをお聞きされておりますので、これらも含めて、今後とも継続的にやっていくべきだと思っていますけれども、町長の考え方を再度お聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問の、今まで本当に長い間頑張っていたイベントが衣がえするだとか、また、なくなるということも非常に残念ですけれども、反面、それを何とかなくさないようにということが今少しずつ広がっていているのが、実は迷路だとか、さらにまた、今御質問ありましたように雪あかりナイトも、実行委員会としては今までの実行委員会の体制はないけれども、銀河通りだとか、また、道の駅を中心にしてまた継続していくということでもありますし、さらにまた、新しく商工会の若い人たちとか農村の若い人たちが、また、役場の青年たちもそうですけれども、一体となってまちおこしのいろいろな企画をします。まさに豆まかナイトなんていうのは大変な取り組みでありまして、さらにまた、若者同士が交流するはしご酒ナイトもそうですし、また、若者プロジェクトチームもそうですが、こういう芽が非常によく出てきているということも本当に私どもにしては大変うれしい話でありまして、そういう継続も含めて、必要なものについて取り組んでいこうと。

実は、昨日も、町長がおじゃましますの一環で少し若い世代の人方とその話をさせていただきました。実は、ひまわり迷路も11回やって、12回を来年またやっていただけということなのですが、今御質問ありましたように、だんだんだんだん実行委員の皆さん方も、その有志の方々もかなり年齢が高くなったり、また、仕事をしながら大変な努力をされているのですが、そろそろというような話も聞かれるのですが、何とかそこに今御質問のあるような、協力隊のような、1日でもいいし、また、何時間でもいいから、そこに協力していただいて、たくさんの人がかかわっていただくことによって、そのイベントが継続できると、こういうことにもつながるなということで、きのう実はそんな話をさせていただいて、少しの時間でもということで、そ

れぞれみんながかかわっていこうということの話をさせていただきました。そういう場面になると、ぜひそれは自分たちもしっかり応援しますよということの話につながっていくのです。また、そういうことは本当に非常に大事なことでありまして、誰かがやっているやつを見るのが当たり前ではなくて、それぞれ自分でも少しでもいいからかかわっていこうという、そういう気概を持っていただけるような方々に、先ほども言いましたけれども、それぞれの実行委員会やそれぞれのイベントを企画する体制の中にしっかりと声をかけて、そういう応援団的な協力をしていただける人たちを、しっかりとこの人材を確保させていただきながら、継続につながる、そういう体制にしていきたいなというふうに思っています。

日本ハムファイターズも大変ありがたい話でありまして、町民の皆さんの中でも大変好評、好評と言ったら本当に努力した皆さん方には申しわけないかもしれませんが、その大使も有原投手と大累選手が大使になったということで、非常に好感を持って、これからのいろいろなイベントについても非常に期待を持っているところでありますから、これも大きな大きな、本町の発信の大きな力にもなるということでもありますから、さらにこれらの新しく起きている、そういういろいろな団体や、またイベントのそういう面をしっかりと私どもも勉強しながら、しっかり育てていくというか、一緒になって努力させていただきたいなというふうに思います。大変御努力いただいた皆さん方には感謝申し上げながら、その決意も申し上げさせていただいて、答弁とさせていただきます。

6番(黒山久男君) 終わります。

議長(方川一郎君) ここで、暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時25分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番篠原義彦君。

3番(篠原義彦君) 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

ことしの農業生産について。

ことしは春からの異常気象、日照不足、台風による被害、また、取り巻く環境の厳しい中での1年でございましたけれども、本町の基幹産業である農業を生産者が安心して営農できる施策、対策が必要と思います。

ことしの生産量は、小麦は平年作に近い収穫で終わりました。ビート、豆類については平年作の50パーセント以下ぐらいとっております。飼料作物については、牧草の栄養価の減少はあるものの、収量的には平年並みと。デントコーンの収量は平年の7割であります。

年末に向けて今、組勘整理が始まっておりますけれども、次の3点について、町長

の考え方を伺います。

まず一つ目に、年末に向けての資金対策などで今いろいろな対策が講じられておりますけれども、町としての支援策があればお伺いしたいと思います。

二つ目に、来年に向けての基幹作物などの支援、作付反別の確保だとか、そういうものについて、支援策があればお伺いしたいと思います。

三つ目に、ことしは非常に雨の多い年で、湿害等がございました。緊急を要する明渠、暗渠等の基盤整備の対応について質問したいと思います。

以上3点について、町長の考え方を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 篠原議員のことしの農業生産についての質問に答弁をさせていただきます。

御質問にありましたように、6月以降、天候不順が続いて、7月、本当に線を引いたように6月1日から7月31日ですかね、ここまで大変な気候でありました。8月にやっと少し晴れ間が見えて、その間に小麦の収穫ということですね、何とか間に合ったような状況ですが、1年通じて、その後には台風ですから、ことしは農業に与える影響というのは、非常に大きな影響を与えたなというふうに思っています。

その中で作物の生産については、豆類とかてん菜ですね、ビートの被害がかなり大きくて、反収では平年に比べますと、金時で約6割、そして小豆でも5割に近い減収となっているところでありまして、てん菜も3割を超える減収となって、工場の操業も大体1月の10日ぐらいで終わるのではないかというような、そのような期間設定にもなっているようでありまして、非常に原料も少なくて厳しいなという状況でありました。このような現状を関係機関とともに共通認識を持ちながら、課題や情報の共有を図って、また、御質問ありますように支援や、また、工夫する対策に当たらなければならないというふうに考えております。

1点目の年末に向けての資金対応の支援についてですが、既にJA本別町、関係機関と連携、協議を図りながら、今後の営農再建に必要な資金対応として、制度資金であります農林漁業セーフティネット資金の活用を図りますとともに、手続や申請を今完了しているところであります。

なお、セーフティネットの資金の貸付限度額が600万円でありますことから、限度額以上の貸し付けが必要となった場合には、信連の資金でありますJA農業経営緊急支援資金による追加貸し付けなどをJA本別町で取り組むこととしています。

いずれの資金も市町村長、また農協組合長の罹災証明、さらに被災証明によって、当初5年間無利息での貸し付けとなっていることでもあります。

また、台風被害対策として、制度資金では対象とならない施設の小修繕費用や排水ポンプなどの機械、器具、資材などの購入費、借上げ料などを対象として、農協の災害対策農業用施設等導入資金で利息の1.5パーセントを町と農協で利子補給して、

農業者は5年間無利息という貸し付け実施を行っています。

2点目の来年に向けての基幹作物の支援についてですが、国の支援事業の実施において、畑作では、台風対応産地緊急支援事業で、次期作に必要な資材の共同購入支援として共済対象外の作物とバレイショ、秋まき小麦から転換した作物の種苗費への補助、さらに、栽培環境整備支援として作物残渣の撤去、追加防除や施肥に係る薬剤または肥料の購入費に対する補助、畜産におきましては、粗飼料確保緊急対策事業で、サイレージ品質向上対策として添加剤、発酵促進剤の購入費補助、不足飼料の確保対策として粗飼料を調達、購入する場合の経費などの補助についての取りまとめと申請を進めているところです。

また、営農指導対策協議会に湿害等農業被害対策委員会を設置して、今後の農業支援策などの検討と対策に向けた関係機関によります情報の収集、さらには、来年の畑作経営における技術対策の指導や助言、各作業段階における情報提供の実施、畜産経営におきましても、飼料給与や飼料設計、家畜健康状態の監視などの取り組みを関係機関一丸となって取り組んでいくこととしております。

次に、3点目の緊急を要する明渠、暗渠等の基盤整備の実施についてでありますけれども、現在は3地区で取り組んでいます道営畑地帯総合整備事業、これが今年度で2地区が完了して、残る1地区も来年度で完了することとなっております。今後の新たな事業の実施に向けては、これまで北海道と協議を進めてきておまして、現在のところ、平成29年度、30年度で調査、計画、平成31年の事業実施を予定しているところであります。

今回の災害の中で、この明渠や暗渠の必要性がさらにまた強く望まれるということでもありますから、今後も国、道に対して、基盤整備事業の必要性、重要性についての予算の確保と増額、事業の創設につきまして強く要望してまいりたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 再質問させていただきます。

まず、農産物の収穫について、農林課長のほうに朝ほど聞きましたら、小計のほうの数字がわからないということで、正確な数字はまだ出ないということでございましたけれども、9月29日の営対協の作況調査において、各作物が牧草以外、不良、著しく不良、かなり不良という判定が出ているのですけれども、秋の収穫になったときにどの程度の不良で終わったのか、町長の考え方を聞きたいと思えます。

それにもう一つ、資金対応に向けてでございますけれども、行政報告の中で、減免措置を講ずるといふ大きなくりがございました。これは大きな支援策に見えるのですけれども、どれだけの方が恩恵を受けて、町に対してどれだけ影響額が生じるのか、もしわかれば、そのこともお知らせいただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 作物の不良状況ということですが、先ほど2種類ぐらいいしか言いませんでしたけれども、まず、ビート、てん菜ですね、てん菜は、反収でお知らせしたいと思うのですが、平年でしたら5.5トンということなのですが、ことは3.7トンですね。加工用バレイショ、これが平年ですと、平均50俵が45俵ということでありまして。澁原のバレイショ、これが平年70俵のところは56俵ということで約20パーセントの減ですね。小豆、これは平年でしたら約4俵ですから、ことは2俵ということで50パーセントの減。さらに金時、平年ですと3俵ですが、ことは1.3俵、ですから55パーセントの減。さらに大豆、これが、5俵のところは3.3俵ということで34パーセントの減。てん菜は33パーセントの減、加工用のバレイショが10パーセント、澁原バレイショ20パーセント。あとは小豆が50、金時が55、大豆が34ということでありまして、特にてん菜は、糖度が、国に基準糖度を下げただいて、この制度が16.3パーセントだったのですが、ことは残念ながら平均で15.9パーセントの糖度しか上がらなかったということで、非常に収量も少ないですし、糖度も少ないと、こういうことでありまして、デントコーンについては、約3割減ぐらい。さらに、3割減でも、デントコーンの栄養価が非常に低いということで、乳量がかかり今、きのうも酪農家の皆さん方、ちょっとお話があったのですけれども、やっぱりどこの酪農家も乳量がかかり下がってきているということでありまして、これらも先ほども答弁したように、それぞれ飼料の品質向上に向けてしっかりと対策を講じなければ、来年からまた受胎にも影響しますし、もちろん乳量にも影響するというので、非常に現場では苦慮しているというような状況であります。

以上、現在の反収の減収について答弁しました。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） お答えいたします。

減免条例の関係の影響額ということですが、これにつきまして、19日に農業者の方に対して説明会を行いまして、それ以降、申請をいただくような形になっておりますので、今のところ、何件で幾らということはおわかりませんが、参考までに平成5年分ですけれども、平成5年度に減免した際には、全体で5件について減免を行っております。国保税が5件、住民税がちょっと定かではないのですけれども、所得割がかかっていない場合は減免に当然なりませんので、そのような方もおりましたので、2件か、ちょっとはっきり言えませんが、だったと思います。金額にしても、ちょっと定かではありませんが、そんなに大きい額ではございませんでした。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 再度質問させていただきたいと思いますが、反収等、

今町長のほうから御報告ございました。非常にビート等悪うございますけれども、来年度に向けてビートの作付反別が減るのではないかと予想されますけれども、ある程度のビート面積を確保しなければ、北糖との関係もございますし、今、移植については、担当農協と町で2,000円ですか、補助金、ふえた分についての補助金が出ていますけれども、この補助金の出し方、金額についても見直し等が考えられないか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） ビートの作付というか、総量確保ですね、いろいろな手だてをしてきた経過がありますが、今質問されるものについては、具体的にはまだ関係機関、JAだとか製糖工場も含めてまだ協議をしておりません。これからそれぞれ農協も営農設計に入ると思うのですが、これらも含めて必要な措置はそれぞれ、ビートに限ったことではありませんけれども、総体でやっていくということにしておりますから、それぞれまた提案なり、また要請がきつとあるかなと思うのですが。ただ、ことしはこういう天気でしたから、小麦が300町ぐらい減るということで、既に秋まきが終わっていますから、300町は間違いなく減るみたいですから、この後の作付をどうするかというと、でき得れば、ビートも少し多く作付願いたいと、こういうこともお願いをしているところですが、またさらに、やっぱり総体的に豆がふえるのでないのかなということでもありますから、それらを含めて、どちらにしても大事な作物ですから、その作付含めてどのような方法がとれるのか、しっかりまた関係機関とも協議しながら、また、生産者の意向も含めて、また、特に今御質問ありますように、製糖工場を持っている地元ですから、しっかりとそれらも含め、対応できるものについては対応していきたい、こう思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 先般の行政報告の中で、営農対策協議会、先ほども町長、説明ございましたけれども、対策委員会を設置して、畑作、畜産に対していろいろな技術指導とか助言などを行っていくということでもございましたけれども、今、ビートの関係についてはわかりましたけれども、畜産関係がもう既に、11月の乳量を見ますと前年対比を割り込んでいるのが現状です。ことしの収穫したデントコーン、牧草等がちょうど給与の段階に今入ってきていますので、さらに乳量が減るのかなと。それに対していろいろな添加物等を与えることによって負担が大きくなるし、また、乳牛の事故もふえて、来年に後継牛の確保も大変だと思いますけれども、搾乳牛の助成金等もございますけれども、来年の予算に向けて、この辺も少し見直ししていただければと思いますけれども、町長の考え方を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 総体的にこういうような状況になりましたから、何が必要な

のかということ、もう既に農協との政策懇談も実施して、また、今御質問ありましたように、営対協の中に湿害等の農業被害対策委員会も設けて、どのような手だても含めて、ここでは技術指導から、また助言だとか情報の提供だとか、畜産における飼料の給与だとか、また、その飼料対策などを含めてもあるのですが、その中で直接どのような対策が必要なのかということとはしっかりと、先ほど申し上げましたけれども、それぞれ関係機関との協議の中で必要な措置をとっていくということにしておりますので、それらを含めて、まだまだこれからいろいろな具体的なものが出てくるだろうというふうに思いますから、そういうことで、今、関係機関との調整をしているところでありますので、そこは、それぞれ組勘の整理だとかいろいろやっていって、また来年の営農設計も含めて入ってくるということでもありますから、そういう中で、本当にバランスのいいということですかね、そういう営農のあり方も含めてしっかりと、技術も、そしてまた情報も、また、そういう必要な資金対策を含めしっかりと対応していく、そういう協議を進めていくということにしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 最後の質問になりますけれども、3番目の緊急を要する明渠、暗渠等の基盤整備でございますけれども、今現在、畑総事業、パワーアップ事業など国、道の中で今実施されておりますけれども、ことしみたいな雨になると、平成10年から15年にかけて、畑など部分的にぬかって大型機械が埋まるということがことし随分ありました。国、道のいろいろな縛りだとか条件がありますけれども、何とか、現場を知っているのはやっぱり市町村でないかと思っておりますので、その縛りの中でもできるような働きかけをしてほしいと思いますけれども、町長の考え方を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 今まで取り組んできた畑総からパワーアップからありましたけれども、なかなかそこで乗り切れなかった人たちもいるということで、今回のこういう湿害の中では、やっぱりその重要性というのはさらにまた認知度というのですかね、必要性が高まったというふうに思っていますから。大体担当のほうから聞いているのは、希望をとったらかなりの面積が出てくるだろうということでもありますから、そうすると制度にしっかりとのせるということについては、我々の努力でやらなければなりません、ただ、言ったからといって、すぐまた来年できるとかということでは、残念ながらないのですね。とりまとめて設計して、それからということですから、準備が要るものですから。それでも最大限早くそういう基盤整備がしっかりできるように、それも取り組んでいくと、こういうことにしたいなというふうに思いますので、それもまたあわせて、いろいろな関係機関も含めて、取りまとめしながら実施してい

くということにしたいと思います。

3番（篠原義彦君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問について質問をいたします。

行政改革と自治会活動についてお伺いいたします。

本町の行政改革は鋭意進めていると思いますが、本年10月に、町民の方々に構成する行政改革推進委員会の方々から、第5次行政改革の大綱案と推進計画案が答申されました。これを受け、どのような形で推進していくのか考え方を伺いいたします。

1点目といたしまして、組織機構については、現行の課体制が統合などにより大きくなり、管理職の皆さんなどによる職員の管理監督に支障が生じてきているのではないかと。また、スタッフ制を導入したことにより、責任の所在が明確ではないと思いますが、考え方を伺いいたします。

2点目といたしまして、公共施設の使用料については、大胆な見直しが必要と認識しております。特に、パークゴルフ場などの体育施設については、無料化を図り、町民皆さんの健康増進を図るべきだと思います。また、多くの町民の方々が利用している文化施設などの使用料についても見直しが必要と思いますが、考え方を伺いいたします。

3点目といたしまして、自治会との関係は、過去に街灯維持費自治会負担分やふれあいバスの廃止など、町民の皆さんに大きな御負担をいただいた経緯がございます。今後、自治会との協力関係をどのように構築していくのか、少しでも町民の皆さんの負担を軽減すべきでないかというふうに思っておりますが、町長の考え方を伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の行政改革と自治会活動についての質問に答弁をさせていただきます。

まず、行政改革の関係でございますけれども、今回策定いたしました第5次の本別町行財政改革大綱の基本的な考え方といたしまして、第4次の行革大綱にて理念としていた新しい公共の発展と、未解消、未解決課題を進展させること、また、第6次の本別町総合計画の将来像と関連づけて、10年、20年先の将来に効果があらわれる取り組みとすると同時に、地方創生の円滑な推進に資することとしております。

まず、1点目の課・部局の統合により大きくなり、管理職などによる職員の管理監督に支障があるのではないかと、また、スタッフ制を導入したことにより、責任の所在が明確ではないとの御質問ですが、御承知のとおり、現在の体制となったのは平成26年4月であります。21課・部局で、病院専門職を除く課長職が16名、課長補佐が17名となっております。

課・部局の統合、分割の変遷において特徴的であったのが、平成17年4月には、建設課と水道課を統合し建設水道課へ改称しました。平成21年4月には、税務課を住民課へ統合、平成26年4月には、保健福祉課から子ども未来課を分割するなどしてきた経過となっております。

いずれも機構改革の目的と視点といたしましては、行財政改革の一環であり、厳しさを増す財政状況をにらみつつ、一方で、地方分権に象徴されるような新しい行政課題や行政ニーズに即し、簡素で効果的な、住民から見ても利用しやすく、住民サービスの向上につながることを目的とするものであります。

組織として大きくなったことにより、管理職の管理監督における支障を懸念されている部分でありますけれども、課長補佐職の配置などによりまして組織力を補強する措置を講じてきたところであります。さらに、職員個々の能力、資質向上のために職員研修の充実を図ってきているところでありますし、今後においても、行財政サービスの向上と的確化とした視点を持ち、点検、見直しを加えながら、適切な行政施行を可能とする組織機構としてまいりたいと思います。

次に、スタッフ制ですが、意思決定の迅速化、業務量の平準化、また、個々の業務責任の明確化を図るために、平成15年5月に導入したところです。制度導入後は、職員に対する意識づけのもと、所属長を中心とした事務分掌の見直しや、また、事務分担の決定など、重点施策や課題に応じて、柔軟な人員の配置を行うことを可能として、責任所在の明確化とあわせて、担当職員が不在であっても複層的に補いながら住民サービスに資する組織機構の改革とあわせて、一層簡素で効率の高い行政運営に努めているところでもあります。

2点目の公共施設の使用料の見直しについてですが、御質問にもありましたとおり、公共施設につきましては、所期の設置目的、また、役割が明確でありまして、体育施設、文化施設も同様、健康増進、文化の向上のために多くの皆さんにふんだんに使っていただくことが第一であると考えております。

これに関しましても、庁内組織であります行政改革推進本部の使用料等検討部会において、毎年継続して施設の現状や課題について洗い出しをして、適正な使用料のあり方や減免区分のあり方について検討作業を行ってきているところであります。

御指摘のとおり、一層の使いやすさを考慮した場合、無料という手段も十分に理解するところでありますが、御承知のとおり、厳しい財政を背景に、これまで町民の方々の代表からなります行政改革推進委員会の皆様による慎重なる審議の経過を踏まえ、協働のまちづくりの精神から、町民の皆様からも御負担をいただくに至った経過と、この議論の過程で出されております一定の受益者負担は必要との意見も踏まえたものとなっているところも御理解いただきたいと思います。

ただ、公共施設の管理上の課題や、新しい時代に即した住民ニーズもありますことから、これらを踏まえながら、引き続き検討作業を進めて、公共施設の使用料につき

ましては、全ての皆様に理解が得られるように取り組みを進めてきていることで御理解いただきたいと思えます。

次に、3点目の自治会活動です。

街路灯の維持交付金については、補助率については、平成15年度以前は90パーセントの補助率でしたけれども、行政改革によりまして、平成16年度からは85パーセントに引き下げをしました。同じく行政改革による補助金の見直しによりまして、平成26年度からは90パーセントにまた戻しております。このことは、自治会の街路灯を平成21年度から平成25年度の5カ年で、全てLED化にしたことによる電気料が減額になったことでもあります。LED化する前と比較しますと、約1,200万円を超えていた街灯料ですが、平成27年度の決算額では453万2,000円と約3分の1となったところでもあります。

今後の負担のあり方につきましては、自治会連合会とも連携、協議の上、理解をいただきながら対応してまいりたいと考えます。

次に、福祉バスの関係もありました。これも廃止に至ったのは、平成18年のときの議論といたしまして、更新時期を迎えました、特に当時3,500万円の購入費用が必要であったバス、また、年間の維持管理に1,000万円以上の経費が費やされるということで、人件費の適正化を図るため、ほぼ専任となっていた運転技術員の確保が困難になることなどを背景に、他市町村の例に倣い、民間バスの利用による助成制度を導入してきたところでもあります。自治会、あるいは団体のコミュニティー醸成のため、一定の必要性は理解するところではありますが、今後も財政規模の縮小も想定されますことから、自治会を初め、関係団体の意見を聴取をしながら、助成制度における利便性の向上や助成区分の見直しなどにより、町民の皆様にとって利用しやすい環境を創設してまいりたいと考えています。

結びになりますけれども、地方自治の原点は、やはり暮らしの原点でありますから、自治会にあるというふうに考えております。自治会の協力なしには、住民に身近な基礎的自治体としての役割も十分に機能を発揮できないことでもあります。今後においても協力関係をさらに強固にすることは重要な課題であると認識しております。

第5次の行財政改革においては、その具体的な取り組みといたしましては、推進計画を同時に定めておりまして、その内容の柱といたしましては、組織体制の強化、持続可能な財政の確立、多様な主体との協働の3本を掲げ、これに沿った項目立てによって進めることとしております。

これまで御質問いただいたこと、全てに当てはまることとございますけれども、改めまして、町民の皆さんの負担を軽減することを念頭に置きながらも、健全財政の確立といった均衡を図りながら行財政運営に努めてまいりたいと思えます。今後とも特段の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） それでは、休憩前に引き続きまして、再質問から入りたいと思います。

休憩前に町長のほうから答弁をいただきましたが、非常に早口で、何を言っているかさっぱりわかりませんでした。したがって、再質問以降、相当の部分で重なる部分があると思いますが、それは御容赦いただきたいと思ひますし、傍聴の方々においても同じような考え方をしていると思ひますので、その辺は御理解を賜りながら進めてまいりたいと思ひております。

それでは、順も不同になるかと思ひますが、再質問をさせていただきます。

まず、取り組みについてということで、先ほど3本の柱ということでお話ありました。12月1日号広報にも載っておりますけれども、町長もお話しになっておりますし、行政報告でも出ております。一つは、組織体制の強化ということで、これは人材の育成等々も含めてということでございます。それから、2点目といたしまして持続可能な財政の確立、それから3点目でございますが、多様な主体との協働ということでございます。これは一般的な答弁でいただいている部分でございます。

それと、飛びますけれども、自治会活動についていろいろ御答弁いただきました。それで私からの質問でございますけれども、今、高齢者の方々、各自治会においていろいろな部分で見回りだとか、いろいろなサークルだとか、あらゆる活動をしているかと思ひますが、個人情報保護法ができて、非常に自治会等々の活動においても、これは支障を来しているということは、個人情報のことですからそれ以上のことは申し上げられませんが、できる限り、個人情報といひますか、例えばこの自治会には何人いて、こういう方々がおられるので、行政としても当然しっかり見回りはするのだけれども、自治会においてどうのこうのということになってこようと思ひます。これはいろいろなネットワークだとか、福祉ネットワークだとか、いろいろな部分で私もある程度承知しているつもりでございますけれども、いろいろ災害だとかになってきたときに、個人情報保護法という大きな壁があるために、本当に一番大切な人命が損なわれるだとか、そういうことも近年の災害等々で出てきております。日常の高齢者の方々との接点も含めて、この辺、町長はどのようにお考えになっているのか、個人情報保護法ということがあるのは承知している中での質問でございますので、その辺の部分も御答弁いただきたい。

それと自治会に加入していない方、これは今70数個の自治会があるかと思ひますけれども、例えばアパートだとか、そういうところにお住まいの方々には自治会に加

入しないのだと。したがって、広報も配布しない部分もあるかと思いますが、ただし、当然自治会費もいただけないとなれば、やはり不平等さというのですか、ほかの部分も出てきているということ、これはどういうことかといいますと、広報も配布しないかわりに、行政のその周知する部分はその部分だけ欠けてくるのではないかと、このような考え方も生じてくるわけでございまして、町がこの部分に対して深く見解は出せないにしても、一般的な解釈でよろしいのですけれども、どのように行政として考えておられるのか、この辺を伺いたいと思います。

この部分については、きょうお話しさせていただいてすぐ結論が出る部分ではございませんので、自治会連合会等々もございまして、5月ぐらいの日程でしたか、そのときまでにある程度の方針を出して、町長、先ほど答弁の中でおっしゃっていますように、住民の皆さんが一番生活していく上での基礎の部分でございまして、その辺を自治会活動の代表の自治会長さんが集まる研修会等々でお知らせしていくのも一つの方法でないかというふうに考えているところでございます。

それと、飛んで申しわけないのですが、組織の部分でございまして。大課制、私のほうで質問させていただいていますが、メリット、デメリット、先ほど申したように答弁のほうで相当早口だったものですから、メリットだったのかデメリットだったのかというのは全然わかりませんが、私なりにお話しさせていただきますと、今回、6月の議会に出てきております税の不適切な処理の部分についても、ある意味、大課制によりまして、課長さん方の管理職の立場で発するところによりまして、やはり管理が行き届かなかった部分もなきにしもあらずなのかなと。この辺、どのようにお考えになっているのか、その辺を、町長のお考えを示していただきたい。

それとバスの関係でございまして。これは、先ほど平成18年というか、そのレベルで廃止してきたのだというようなお話です。年度が違えば申しわけないのですが、そのレベルでバスの廃止はしてきたと。今行っているのが、各団体で申し込んでくれれば、一定の補助金は出すよという中身でございまして。その一定の中身というのが、別表に示されています自治会だとか老人クラブの方だとか、その部分については何割の負担だというようなことになっておりまして、去年の平成27年度ですね、実績利用をお示しいただきたい。それと加えて、28年度におきます11月末日までの利用形態をお知らせいただきたい。その段階で、別表1にあります部分はどのようになっているのか。全く利用していない団体もあるかと思いますが。

それと、この要綱の中で、第2項に、町長が別途定めるものというようなことがございまして。これは条例のつくり方として極めて合っていると思いますが、この別表に定めた団体以外で町長が特に定めた団体があって、そこに補助金を出しているのか出していないのか、この辺も明確にお知らせいただきたい。

それから、飛んで申しわけないのですが、大きな課、これは先ほど年度も詳しく町長のほうから出てきたので、聞き取れなかったのですが、名前で申し上げます

と保健福祉課が合併によって大きな課になっている。これは今、ことしの4月に広報に織り込んでございます機構図によりますと、大体25人程度かなと。これは機構図に載っている区分でございますから、準職員の方、嘱託職員の方以上かなという認識はしてございますけれども、25人ほどおられた。それから、建設水道課においては、水道課と一緒にしたことでございますが、これは車両センターも含めて、同じ機構図で申しますと32名程度おられる。それから、住民課については、税務課と旧住民課と一緒にした。これについては18名程度。これには、今3課については臨時の方々が入っておられないという認識でございますけれども、やはり人間が人間を管理する段階でございますから、ある程度の適正な人員というのですか、その辺も私は必要でないかなと思ってございます。大きな課にすることによって、当然メリットもあるのでしょうかけれども、なかなかメリットばかりではいけない部分があるのかなと思いますので、その辺を総体的にどのようにお考えになっているのか、お知らせいただきたい。

それから、私の先ほどの通告書の中で質問させていただいている使用料の関係でございます。特にパークゴルフ場でございますけれども、これは利用されている町民の方々は相当の数になるかと思いますが、一つの太陽の丘以外については、全部無料になってきてございます。これについて、パークゴルフ場と称するものが1カ所だけ有料になっているということでございますが、ほかの町村、十勝に18の町村と帯広市が1つあって19の市町村がありますけれども、ほかの町村の動向がどのようになっているのか。例えば、ある町では全部のパークゴルフ場を無料にしているとか、その部分をお知らせいただきたい。

それから、組織機構の中で、非常に飛んで申しわけないのですが、再三、決算委員会等々で申し上げているように、条例定数よりほぼ50名ほど少ない定数で今正職員は業務に当たっていただいていると思いますけれども、その中で、定数外職員という方が80名以上でしたが、90名ほどおられると思いますけれども、これらの方々については、どのようなお考えをしているのか。今回、町長の答弁でもありますように、行政改革推進委員会の方々からも答申が出ている部分にもありますように、町民の皆さんとコミュニケーションをとるということになってきますと、非常に職員の方々の負担のウエートが大きくなっていくということでございますので、条例定数までもっていくということではなくて、もうちょっと定数の部分で職員化を図り、定数外職員の軽量化を図っていくというのも一つの方法でないかと思っておりますので、その辺をどのように考えているか。

スタッフ制については、責任の度合いというのは考え方でございますから、町長おっしゃったようにスムーズにいつているのだということであると思っておりますけれども、町民の方々から見て、非常に敷居の高い役場に入ってきたときに、どこに何をどのように相談したらいいのかということがなかなかわからないという部分を私は聞き及んで

おります。その辺をどのように考えているのか、考え方があれば教えていただきたい。

それから、組織の中で、これは基本中の基本でございますけれども、いろいろ間違いはあってはならないのですけれども、近年、非常に業務が多くなってきた部分もありまして、他の町村でも非常に町民の方々に、村の方々に御迷惑をかけている部分があると思いますけれども、基本は、組織の中で上司に報告をし、連絡をし、相談をしていくということでございます。これはわかりやすく言うと、報連相という言葉で例えられておりますけれども、その辺をどのように皆さんに周知していくのか。250名を超える300名近い職員の方々に基本中の基本を求めていくのが筋だろうと思っておりますけれども、何点かにまたがりましてけれども、冒頭お話ししました、ちょっと聞き取れなかった部分があるので非常にダブっていると思っておりますけれども、明確な御答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、まず、個人情報の関係ですが、もちろん個人情報保護法はおっしゃるとおりでありまして、よく自治会長さん方を中心に個人情報の扱いについて、いろいろ今までも御苦労なさっているものがありましたけれども、私どもの皆さん方にお伝えしている部分につきましては、個人の不利益になるようなことについては、個人情報としては、これはやっぱり大事に取り扱わなければなりませんから。ただ、その逆に、その人たちを守るとか、安全性を確保するとか、そういうことについては積極的に自治会の会長さん方初め、担当していただく方々にはしっかりと情報提供するという事にさせていただきますので、この辺については、引き続き、個人情報の保護の観点を逸脱しないようにしっかりと対応していきたい、このように明確にしているところであります。

また、自治会に加入していない人の対応、またこれ不平等になるということでありまして、これは御質問のとおり、それぞれ各自治会の研修会、会長さんの研修会などでしっかりと、また、これらの実態を含めて、報告、見解をぜひ示していきたいというふうに思います。

次の大課制の弊害でありますけれども、これは、私どもはそれぞれ行革含め、構造改革で、こういう財政状況でありましたから、それをどう住民サービスを落とさないように、しっかりと住民のニーズに応えるような運営をしていくかということを含めて、これは大きなくくりの中で、より利用しやすく、そして、職員の中もその中にスタッフ制を入れることによって、縦割りの今までの業務から横断して幅広く複数の業務ができると、こういうことで、より明確に業務ができることと、さらにまた、住民サービスがそこで完結できると、このようなことも含めて大課制をとってきたところであります。

ただ、御質問にありますように、ただ大きくすればいいということではなくて、住民課への統合もそうですし、さらに保健福祉課も非常に幅が広くて、現場も多かったで

すから、これを子ども未来課を設置して、その子供の部分を独立させるとか、このような見直しも含めてやってきているところでもありますので、今までの機構改革の見直しの中で、課の統合だとか、また、分割ということも含めて、よりスピーディーな、そして少数の中で行政効率が上がると、こういうことで、この大課制もスタッフ制も導入してきたところでもあります。

また、さらに、バスの利用については、担当のほうからまた答弁をさせていただきたいと思います。

あとは、それぞれスタッフ制での来客時の対応などを含めて、これはファイリングシステムを導入して、それぞれ来客の皆さん方がそこに座って窓口対応できるということで、それは相談内容だとか手続内容が非常にスムーズにできるようになりましたし、職員もみずから来客の際には声をかけて、どのような用事が聞くということに努めておりますので、この辺については、なかなか聞けない人も中にはいるかもしれませんが、そういう利便性も含めて、しっかりとこのスタッフ制の中で対応させていただいているのと、あと定数外の、90名になっているということではありますが、これは財政の中もありますけれども、やっぱり少しでも町民の皆さんの利便性を高めるために、適切な財政含めてしっかりと期待に応える行政運営のために、少人数で大きな成果を集めるということも含めてこのような体制になっていて、そしてさらに、定数外の臨時や、またパートの職員の皆さん方に御協力いただいて、行政の効率的な運営をしているということでもあります。

さらに、報連相の関係ですが、これらは本当に言われるとおりでありますから、私どもの意向も含めて全職員にしっかりと周知するためには、課長等会議も必ずその部分についてはおろさせていただきながら、さらに職員の研修などを通じて、しっかりとした形の中で、この行政運営については一体となって推し進めると、そういう報連相を軸とした連絡体制、連携体制をしっかりととっていくということで努めさせていただいています。

あと、それぞれもう一度お話ししますけれども、建設課と水道課を統合したのは平成17年の4月でありまして、その後、平成21年の4月が税務課と住民課が統合したということでもあります。さらに、26年の4月には、保健福祉課から子ども未来課を分割してきたということでありまして、何人が適正規模かということの御質問はありますけれども、やっぱりその課の中でどういう業務をどう遂行していくかと、それに対して必要な職員数が要るということでありまして、その職員数も、今まで、先ほど言いましたけれど、それぞれ係単位に人員の配置をしておりましてけれども、それではなかなか、この人員体制の中では、これからこの厳しい財政状況を含めて、これはなかなかそのとおり職員も含めて守っていくということにならないと、そういうことで、そういうことで大課制、そしてスタッフ制を入れて、わかりやすく言えば、当初は1.何人分かの仕事をしてもらうと。いろいろな内容の中でそれぞれ縦割りから複

層的な仕事ができる。例えば、誰かが1人休んでいても、担当がいなくてもわかりませんではなくて、その周りの人たちがしっかりとフォローしながら、それぞれの業務をお互いに複層しながらこなしていくと、こういうような形の中で導入させて今日に至っているということであります。

あと、まだ担当のほうで答弁させていただく部分ありますが、もし質問の中で漏れているものがありましたら、また御質問いただければと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） それでは、私のほうから貸し切りバスの補助金の関係について説明をさせていただきます。

まず、27年度の実績について御報告させていただきます。

全体では26件です。111万3,000円を各団体に交付しております。管内の部分9件です。十勝管外が17件です。日帰りが15件、1泊2日が11件です。

御質問にありました、別表第1にある団体で使っているのかという部分でございますので、団体ごとに今御説明をしたいと思います。

本別町自衛隊協力会が1件、本別町市街地婦人会が1件、単位老人クラブが2件、自治会連合会が1件、在宅福祉ネットワークが1件、遺族会が1件、身体障害者本別町分会が2件です。老人クラブ連合会が5件です。赤十字奉仕団が1件、手をつなぐ親の会が1件、社会福祉協議会が1件、単位自治会が9件となっております。

この制度につきましては、対前年より3件、27万7,000円ほどふえております。26年度から拡大をしたという部分で、自治会の部分をふやしたりしております。その部分で拡大になって、27年度、このような実績になっております。

28年度につきましては、11月末現在で、ちょっと詳しい中身は数を数えておりませんが、全体では24件、109万7,000円を今支出しております。

あともう1件、特に町長が認めた場合についての団体、貸し出ししているかという部分なのですが、全てこの別表第1の1号団体、2号団体のみを対象として補助金を交付しております。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） 大住議員の御質問にあります、管内のパークゴルフ場の使用料にかかわる内容、現在の状況ということで御質問ございました。それで、本別町を除く18町村についての内訳を述べさせていただきます。

現在、18町村のうち有料の町村、本別町を除きますと5町村ございます。中身といたしましては、音更町、施設6カ所中1カ所有料、更別村、1カ所しかありません。

1カ所有料。大樹町、2カ所中1カ所有料、浦幌町、2カ所中1カ所有料、新得町、4カ所中1カ所有料となっております。残りの13市町村につきましては、無料と

いう形になってございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく答弁をいただきました。また何点が飛び飛びになるかもしれません。御容赦いただきたいと思いますが、ふれあいバスの関係でございます。

先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、団体については、全部の、1号団体の中で全部ではないということですね。したがって、私が言いたいのは、ここに何年か前に載せたこの団体の方々は補助金出しますというのは制度で進んでいると思うのですが、使わない理由はいろいろあると思います。私が冒頭から質問させていただいているのは、昔のようにある程度無料でバスを出したらどうかという部分も含めて言っているのですが、これは財政的に出費するというに伴うことであれば、やはり町民の皆さんともっともっと協議をしていくのが筋でないのかなと思います。

皆さん御承知かと思うのですが、自治会で行こうと、こういう団体に登録されている人でも、1泊で親睦を深めていきたいとなれば、わかりやすく言うと、その温泉なりホテルの方々に迎えに来てもらって、乗っかって行って、10人でも15人でも乗っかって行って、お風呂に入って帰ってきてということになるのかなと思います。それで、補助金をもらって云々ということをしていないのが結構あるのでないかなというふうに私も聞こえてございますので、この辺は、町民の皆さんのいろいろな団体もこうやってつくったぐらいですから、これを見直した中で、再度こういう縛りをつけるのかつけないのか、やはり町民の皆さんに少しでも心にゆとりを持ってもらうために、バスを提供しながら進めていくというようなことも考えたらいいのではないかなという趣旨で質問させていただいているわけでございます。

町長の答弁にもありましたように、財政的に大変だからというのは皆さん理解しているはずなので、財政が大変だからという1点だけで進めていくべきことではない部分も確かにあると思います。その辺をどのように考えているのか、再度質問させていただきたい。

それと、飛び飛びで申しわけないのですが、パークゴルフについては今担当の教育委員会のほうから答弁がありました。帯広を入れて19ですか、市町村があった中で、5町村のみが1カ所ずつ有料で進んでいるというような内容かと思いましたがけれども、違ったら後で言ってください。そのように聞こえたので、私の勘違いかもしれませんが、そういうことであれば、きちっと答弁を直していただきたい。質問の仕方が悪かったかもしれませんが、先ほどでは、有料では5町村が進んでいるというふうに聞こえたものですから、違うのであれば担当のほうから再度答弁を求めるものでございます。

何を言いたいかということになりますと、使用料をいただく最大の趣旨は、町民の皆さんに、その維持費も含めて行政改革を進めてきた中でございますけれども、半

分程度の負担をいただくというのが行政改革走り出しの大意でございます。なかなかこれは財政的にだとか人口の減、1回目の行政改革が平成11年からですから、おおむね18年くらい過ぎてきてございますので、そのときの人口が1万人を超えて、今7,400~7,500ということになれば、使用料でいただくのがいいのか悪いのかということも含めて、大幅に見直していくべきでないかというふうに認識しているわけでございます。その辺はどのようになっているのか、再度答弁を求めるものでございます。

それと大きな課になった部分でございます。これは、町長も答弁の中で人件費の問題でおっしゃっていると思うのですが、課長を少なくするから財政的に云々というふうに聞こえる部分あるのですが、財政的に、先ほども言ったように、職員の皆様が働く気持ちになるかならないかということも含めて、それは当然町民の皆さんが役場に来て、いろいろな部分で協力していただける云々という話にもなるものですから、その辺だけ町民の皆さんに主眼を置いた行政の運営といいますか、そういうことができないのか。私はできるのではないかなと思いますし、その辺は、再度、どのように考えているのか、お伺いしたいと思っております。

行政改革全般でございますから、非常に多岐にわたって、答弁される側の人でも大変かと思えますけれども、今回10月に、冒頭申しましたように、町民の方々から出ている行政改革推進委員会から答申が出て、いろいろなお話が出てございます。総合計画ともマッチする部分でございますので、どのようにリンクさせていくのか、その辺も町長の行政手腕が問われるところだと思いますので、ここは町民の皆さんに、先ほどの自治会連合会の総会だけでなく、折に触れて町民の皆さんのほうに入って行って、こういう大きな行政改革の転換期ということになれば、それを進めていくのが筋でないかと。

蛇足でございますけれども、十三、四年前にごみの有料化やら町村合併、行革の進め方については、職員の皆さんは本当に汗をかいた中で、町民の皆さんに理解していただくべく日夜説明会に臨んでいたというふうに私も認識してございますので、その辺も踏まえて、町民の皆さんに理解をいただきながら、負担をいただくものは負担をいただく、行政としてサービスしていくものはサービスしていくというような考え方が、何回も申しわけないのですけれども、それがあのかないのか、お話を賜りたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） バスの補助金の関係ですけれども、ふれあい号を廃止することですね、議論もそうですけれども、ただ廃止して何も使いませんということでは、これは本当に御質問のとおり、地域のコミュニティーも、その触れ合いも全部なくなってしまいますから、こういう厳しいときだけでも、今までほとんど無料だったものも、今御質問にありますようにごみも含めて一定の負担をしていただくということが、やっぱり危機を乗り切るということで、大事なところで皆さんに理解をいた

だきながら、この行革の使命を含めて、町民の皆さんの御理解をいただきながら、各種使用料、手数料を含めて有料化にしてきたという経過があります。

バスの部分については、そのときにもずっと本当に多くの議論をさせていただきましたけれども、できる限り、今御質問もありましたけれども、団体の中で利用するときは、例えば宿泊するだとか日帰りだとか、ホテルだとかそういう宿泊施設を使うときは、そこのホテルや企業の持っている送迎のバスをなるべく使わせていただくとか、さらに、また目的が別なものについては、一定の範囲の中で、今定めている団体に対する補助を出そうということで、その補助をしました。それも何回も議会でも質問いただきながら、その都度、改正をさせていただいて、少しでも利用していただけるような部分について改正してきているところでもあります。財政のみということではなくて、基本的には当時の財政の構造からは何も固定していることは全然まだないということでもありますから、相変わらず交付税は12年をピークに、これだけの厳しい中で財政運営しているということは基本に据えて、これを何とか維持できるように健全財政、そして、住民サービスを落とさない、こういうことを含めて行革推進委員会の中での答申もしっかり出されるということでもありますから、この部分については、それぞれ調整をしながら、また見直しをしながらも、その基本的な部分をしっかりと維持しながら努力していくということでもありますので、ここも御理解いただきたいというふうに思っています。

さらに、大課制の問題であります。これは大課制、例えば住民の皆さんの一番は、財政だけでなく、一番は、住民の皆さんがよりわかりやすく、そして利用していただきやすいという、そういうことも含めて、住民サービスの向上のためにまず大課制というか、さらにまた窓口の対応なんかも含めて、その1カ所に来ていただければ、そこでほとんどの用事が済むと、こういうことを含めて、あのような形にさせていただきました。そして、職員側の体制は、情報公開もできないような、そのような書庫のあり方なんかありましたから、書類のあり方もありました。それにファイリングシステムを入れて、当時のファイリングシステム導入のときは、大住議員も一番担当してくれていましたからよくわかると思うのですが、今の情報、ことしの情報というのですかね、書類や何かは何分間の中でそれをすぐ引き出せると。3年以降のやつは、また書庫に置いて、どこに書庫にというのを全部パソコンに入力して、書庫のどこに行けばどういうものがあるということで、しっかりと書類の整理をして、より利便性を高めて、業務もスムーズにできると。だから、例えば、私がほとんど業務を知らないというのは極端な例ですけれども、例えば日直さんがいなくても、どういうものをお願いできますかという話になれば、すぐそこで、そういう書類の整理の仕方でお互いに仕事がスムーズにいくと。このようなことを含めても、いろいろ工夫をしながら大課制にもってきて、そして、住民の利便性を高めて、そして、効率のいい行政運営をしていくと。こういうことを主眼としてやってきているところでもあります。

その一環として、流れとして、スタッフ制も含めて、何回も言いますけれども、縦割りの係でなくて、その中に入れた。大課制の中では、課長職を減らして財政を動かすなんていうことでは決してありません。先ほども答弁しましたけれども、課長職の人数も補佐の人数も、逆に補佐の人数は大課制の中でさらにふえているということですね、多く配置して、重厚な体制をとっていると、こういうことにさせていただいていますので、その辺も御理解をいただきたいなというふうに思っています。

全般については、このような工夫をしながら、職員の皆さんと知恵を絞って、より一層の効率のいい健全財政を主眼として、今後も財政の切迫した状況にもしっかり耐え得る、そのような財政運営をしている、その一環だということを含めて御理解をいただきたいというふうに思います。

以上申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） 先ほどの私の説明の仕方が悪かったのでしょうか、本別町を除く18町村というふうにお話ししましたので、済みません、本別町を含めますと6町村ということになります。本別町を入れるとですね。さっき18町村というふうにお聞きしたものですから、申しわけございません。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 冒頭からも質問の量がかなり多くて、なかなか細かく御答弁いただいている部分もあろうかと思いますが、押しなべて行政改革という全体的な枠を捉えますと、町長も再三おっしゃっていますように、再考する、考えてみる、検討するようなお言葉だったと思います。議会での答弁でございますから、それはそのように進めていただけるとは思いますけれども、何を言わんかということは、一度決めたことだから立ち戻らないのだということではなくて、町長も先ほど自分の立場で例題的にお話しいただいていますけれども、本当に行政改革を進めてきた時点と今とでは、まず基本となる町民の皆さんの人口が全然、3,000人近く違うということでございます。これらを考えたときには、やはり一つ大きく立ちどまるのも必要でないかということで、私はこういう考え方のもとに質問させていただいているわけでございます。ここをどうするこうするというのは、先ほど一例だけ申しましたけれども、大課制を進めている現状がある中で、何回もくどいようでございますけれども、今回の不適切な処理云々ということも一因としてあるのではないかなということでも私も思うものですから、やはり基本中の基本の報連相の話をさせていただきましたし、組織として、やはりもう少し町民の皆さんサイドに立った形で行政の運営をしていくべきでないかなというふうに認識しているところでございます。

町長に一言、長く町長をやっている方ですから、私ごとがどうのこうのということでもございませんけれども、行政改革云々については、町民の皆さんに著しく御負担なりかかってくる政策の一つかというふうに認識してございます。山に登る登山者の方

が一番申すのは、頂上をきわめるだけが勇気でないと。天候だとかいろいろな条件の中で引き返すことが一番の勇気なのだということでございます。ここは、先ほども私もお話しさせていただいたように、使用料の話からいろいろございますけれども、一度町民の皆さんからのそういう答申も出た中、また、総合計画とそんなに年数的にも遜色がないということであれば、今、来年の予算編成真っ盛りかと思えますけれども、その中で新年度に向けた予算編成にも大きく反映させていくべきでないかと思いますので、その辺を含めて町長のお考えを伺いたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 大住議員の御質問のとおり、私どももそのとおり思っています。これはそのときの状況、情勢、また背景によって、こういう施策、こういう課の作り方、こういう政策、制度の仕方というのはありますよね。当然、人口動態もそうですし、財政状況もあわせてそうですから、それに合わせて、どうやったら住民サービスを下げないで、しっかりと効率よく行政運営ができるかと、これがやっぱり基本だというふうに思うのですね。

ですから、一回決めたから絶対つくらないとか直さないではなく、常に見直しをしながら、必要なところの必要な体制だとか、必要な制度、仕組みについてはしっかりやっていくと。だから、無料化についても、それぞれコストの面だとか、また維持管理を含めて、本当にこれを有料化するために余計資金がかかっているとか、予算がかかっているとか、こういう部分も中にはあるでしょうし、また、こういう団体で使えば減免になるのに、同じような団体が使うとここは減免がないとか、いろいろまたそういう不均衡な部分も出てきたりなんかしますから、それは常に見直しさせていただきながら、しっかりと予算にも含めて反映できるようにもちろんしていきますし、無理して有料だから有料を続けるとか、課がこうだからこのまま続くとか、そういうことでは決してありませんので、あくまでも、何回も繰り返しになりますけれども、本当に効率のいい、そして、また住民サービスをしっかりとこれからも持続、継続できる、そのことを念頭に置きながら、いかに住民の皆さん方の暮らしに寄り添った、そして密着した予算、行政運営ができるかということに気を配りながら対応していきたいと思いますので、今御質問いただいたこともあわせて、これからの予算にも反映させていただきながら、それぞれ見直しを含めて実施していきたい。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長から極めて、失礼な表現をしますと、前向きな御答弁いただいたと思います。

おおむね終盤に近づいてきたと思しますので、私のほうから最後の確認といたしますか、町長から大きな意味での今お考えを伺いました。細かく何点が質問させていただいていますが、細かく言いますと、パークゴルフ場だとか体育施設も含めてですが、

使用料の問題。1点だけ言いますと、パークゴルフ場については無料化にしたかどうかということ。それとバスについては、先ほどの1号団体等々は当然見直すというような考えでございますから、どのようになるのか。それから、個人情報等々については、自治会連合会の役員会等々に町民の皆さんのほうにお知らせするというふうに解釈してございます。

ほか、るる多くの質問をさせていただいておりますけれども、今、町長の答弁の中で私も理解したつもりでございますし、いろいろやりとりの中でございますから、行き違い等々もございませぬけれども、行政改革全体として、町長も今踏み込んだ答弁かと思っておりますので、予算に反映するというこの言葉もいただきました。この辺を予算委員会等々で確認はさせていただきますけれども、その辺を再度、使用料については、先ほど教育委員会サイドから答弁がございましたのですが、こっちの部局、あっちの部局ということではなくて、どういうふうになるのかわかりませぬけれども、その辺も含めて御答弁をいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 使用料も手数料もそれぞれ、町民の皆さんに組織をつくっていただいて、そこで慎重な審議をして、大事なところを決定していただくということですから、これを改正するためには、上げるも下げるも、無料も含めて、しっかりとそういう手続を踏みながら、あくまでも使用料、手数料審議会の皆さん方の慎重な審議をしっかりと私ども受けとめて、見直すところはちゃんと見直す、こういうことで進めていきたいと思っておりますし、行政全般、まさに今御質問のとおりでありますから、一度決めたらそのままずっと突っ走るということで決してありませんので、必要な範囲の中で、また、当然として財政状況も含めて改善するところは改善して、見直すところは見直して、しっかりと町民の皆さんの願いに沿って行政を運営していくと、こういうことに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時14分）

## 平成28年本別町議会第4回定例会会議録(第3号)

平成28年12月14日(水曜日) 午前10時00分開議

### 議事日程

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 86号 | 平成28年度本別町一般会計補正予算(第15回)について                       |
| 日程第 2 | 議案第 87号 | 平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について                  |
| 日程第 3 | 議案第 88号 | 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について                 |
| 日程第 4 | 議案第 89号 | 平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について                  |
| 日程第 5 | 議案第 90号 | 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について                |
| 日程第 6 | 議案第 91号 | 平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について                    |
| 日程第 7 | 議案第 92号 | 平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)について                   |
| 日程第 8 | 議案第 93号 | 平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について                      |
| 日程第 9 | 議案第 94号 | 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)について                |
| 日程第10 | 議案第 95号 | 本別町税条例等の一部改正について                                  |
| 日程第11 | 議案第 96号 | 本別町国民健康保険税条例の一部改正について                             |
| 日程第12 | 議案第 97号 | 本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  |
| 日程第13 | 議案第 98号 | 本別町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について                       |
| 日程第14 | 議案第 99号 | 本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定について                          |
| 日程第15 | 同意第 4号  | 教育委員会委員任命について同意を求める件                              |
| 日程第16 |         | 収納業務不適切処理に関する調査の件<br>(収納業務不適切処理に関する調査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第17 |         | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件<br>(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委  |

		員会)
日程第 1 8		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
会議に付した事件		
日程第 1	議案第 8 6 号	平成 2 8 年度本別町一般会計補正予算 (第 1 5 回) について
日程第 2	議案第 8 7 号	平成 2 8 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 3	議案第 8 8 号	平成 2 8 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 回) について
日程第 4	議案第 8 9 号	平成 2 8 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 5	議案第 9 0 号	平成 2 8 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 6 回) について
日程第 6	議案第 9 1 号	平成 2 8 年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 7	議案第 9 2 号	平成 2 8 年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 8	議案第 9 3 号	平成 2 8 年度本別町水道事業会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 9	議案第 9 4 号	平成 2 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 1 0	議案第 9 5 号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 1 1	議案第 9 6 号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 9 7 号	本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 9 8 号	本別町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
日程第 1 4	議案第 9 9 号	本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定について
日程第 1 5	同意第 4 号	教育委員会委員任命について同意を求める件
日程第 1 6		収納業務不適切処理に関する調査の件 (収納業務不適切処理に関する調査特別委員会 委員長報告)
日程第 1 7		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委

員会)

日程第18

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件(閉会中の継続調査申出書)

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

## 開議宣告（午前10時00分）

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 議案第86号

議長（方川一郎君） 日程第1 議案第86号平成28年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第86号平成28年度本別町一般会計補正予算（第15回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、臨時福祉給付事業の追加、認定こども園施設整備事業補助基準額の変更及び補助要綱の見直しによる予算の組み替え、地方道路整備事業の施工箇所の見直しによる残、その他執行済み事務事業に係る計数整理が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、8,895万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億100万1,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、補正の主なものについて説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2、歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節報償費ふるさと納税300万円及び、次の段、12節役務費ふるさと寄付金業務手数料95万円の補正は、寄付者がふえることによる、返礼品の対応等によるものであります。

次の8目企画費19節負担金補助及び交付金、地方バス路線運行維持対策費304万7,000円の補正は、帯広陸別線運行に係る経常収益の減及び経常費用等の増による補助金の増額であります。

下段にあります13目情報通信費11節需用費150万円の補正は、電柱移設に伴う光ケーブル移転件数の増加によるものであります。

次の段、14目基金費25節積立金財政調整積立金2,172万3,000円の補正は、歳入歳出調整分として、基金に積み立てるものであります。

なお、財政調整基金は、平成28年度末で14億5,118万7,000円となる見込みであります。

次の個性あるふるさとづくり基金600万円の補正は、寄付者がふえることによるもので、なお、平成28年度末で個性あるふるさとづくり基金は寄付金額3千万円を見込んで

おります。

飛びまして、16、17ページをお願いいたします。

中段にあります3款民生費1項社会福祉費4目臨時福祉給付費2,715万7,000円の補正は、国の平成28年度補正予算に係る経済対策といたしまして、実施されるものです。受付期間が平成29年3月1日から6月1日まで、給付が4月から開始されることから、平成28年度執行分と平成29年度繰越予定分となっております。

なお、下段にあります19節負担金補助及び交付金2,475万円の補正は、給付額1人1万5,000円の1,650人を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

中段にあります3項児童福祉費1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金中、認定こども園施設整備事業補助金1,255万2,000円の補正は、国の補助基本額の変更により増額するもので、次の学童保育所運営協議会30万円の補正は、支援の必要な児童の対応のため指導員の増員によるもの、次の病後児保育施設整備補助事業932万4,000円の補正は、認定こども園施設整備事業に対する国の補助要綱の確定によるもので、国、道、町それぞれ10分の3の負担となります。

2段下、4目特別保育費7節賃金126万6,000円の補正は、人事異動に伴う臨時職員の減により、パート保育士の増員によるものであります。

下段の4款衛生費1項保健衛生費2目母子保健費13節委託料妊婦健康診査47万2,000円の補正は、受診者の増によるものであります。

次の段、3目予防費13節委託料予防接種技術135万2,000円の補正は、日本脳炎ワクチン接種者の増によるものであります。

次のページをお願いいたします。

下段にあります4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金3,524万4,000円の補正は、いずれも繰入基準に基づく収支決算見込みによるものであります。次のページをお願いいたします。上から6行目にあります、太陽の丘温泉水維持管理経費94万1,000円の補正は、落雷により被害を受けました温水ポンプ自動制御装置修繕を行うものであります。

中ほどにあります6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費19節負担金補助及び交付金80万円の補正は、農業経営力向上支援事業として、複数農家等の2法人設立に対する補助金であります。全額、道からの補助金となります。

次の24、25ページをお願いいたします。

中段にあります8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費213万1,000円の補正は、車両修繕の増によるもの。次の18節備品購入費中除雪機56万6,000円の補正は、歩道用除雪機1台が使用不能のため更新するものであります。

次の3目道路新設改良費15節工事請負費2,885万円、次の22節補償補填及び賠償金115万円の減額は、地方道路整備事業の国庫補助金要望等に対する交付決定額の減に

より、町道勇足元町5号通り歩道拡幅改良舗装工事の未実施によるものであります。

次の4目橋りょう維持費13節委託料230万円の減額、次の15節工事請負費230万円の増額は、橋りょう長寿命化事業費の変更によるものであります。

次のページをお願いいたします。

中段にあります5項住宅費1目住宅管理費11節需用費、修繕料105万5,000円の補正は、公営住宅等の入居者退去に伴う修繕が増となったことによるものであります。

次の段、9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費、消防団員退職報償金97万1,000円の補正は、消防団員1名退職によるものであります。

次の9節旅費中、費用弁償109万7,000円の減額は、消防団員の災害出勤回数によるものであります。

次のページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費7節賃金中、学校臨時講師91万3,000円の補正は、チームティーチングの業務数がふえたことによるものです。

次の段、2項小学校費1目学校管理費11節需用費、修繕料42万6,000円の補正は、スクールバス2台の修繕を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

5項保健体育費1目保健体育総務費13節委託料アスベスト含有量分析20万円の補正は、町体育館煙突用断熱材使用煙突状況調査によるものであります。

一番下段にあります4目学校給食費18節備品購入費49万6,000円の補正は、学校給食費収納管理システム用パソコンプリンター1台が使用不能により更新するものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を説明いたします。

6ページ、7ページにお戻りください。

上から2段目にあります12款使用料及び手数料1項使用料6目土木使用料2節都市計画使用料76万8,000円の減額は、この度の台風被害により、本別公園のゴーカート及びボートの貸し出し日数が減になったことによるものであります。

次の13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金2,715万7,000円の補正は、歳出で説明いたしました臨時福祉給付事業に対するものであります。

次の3節児童福祉費補助金中、保育所等整備交付金1億3,824万円、次の認定こども園施設整備交付金5,330万円の減額は、国の補助対象事業の見直しにより、北海道を経由して交付されることになり減額するものであります。

次の子ども・子育て支援整備交付金310万8,000円は、認定こども園施設整備内病後児保育部分整備事業に係る補助金の確定によるものであります。

次の5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2,152万6,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業の未実施によるものであります。

次のページをお願いいたします。

8ページ、9ページ中ほどにあります14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金4節児童福祉費補助金中、安心こども基金は、補助要綱の変更により、保育所緊急整備事業1億4,131万円、認定こども園整備事業5,450万円として、歳出で説明しました認定こども園整備事業に対する補助金であります。

次の子ども・子育て支援整備交付金310万8,000円は、認定こども園施設整備内病後児保育部分整備事業に係る道交付金であります。

次の4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金80万円の増額補正は、歳出で説明いたしました農業経営力向上支援事業に対する補助金であります。

下から2段目、16款1項1目寄付金1節総務費寄付金600万円の補正は、個性あるふるさとづくり基金への寄付がふえることによるものであります。

次の段、18款1項1目繰越金1節前年度繰越金6,975万7,000円の増額は、平成27年度の繰越金確定による補正で、繰越金総額は1億475万7,000円となります。

次のページをお願いいたします。

10ページ、11ページ、上段の19款諸収入5項1目7節雑入中、町村有建物災害共済共済金196万5,000円の補正は、平成27年10月8日発生 of 強風で被害を受けた歴史民俗資料館の屋根修繕に対する共済金であります。

5行下、災害被害見舞金151万5,000円の補正は、この度の台風被害に対する見舞金で、帯広市、中央コンピューターサービス株式会社十勝営業所様から50万円、北海道町村会様から6万5,000円。この北海道町村会様の6万5,000円なのですが、今回の被害に対する災害見舞金で、宮城県、それから秋田県等、全国から12都県町村会様からの災害見舞金305万円をいただいております。それを北海道町村会で、均等割40パーセント、家屋被害割30パーセント、避難者数割30パーセントの配分基準により、災害救助法が適用された19町村へ配分したものであります。

株式会社北海道日本ハムファイターズ様から4万7,000円、北海道日本ハムファイターズ選手会様から4万7,000円、ファイターズ台風災害義援金募金活動会様から50万6,000円、日本共産党北海道委員会様から35万円の見舞金であります。

次の池北三町行政事務組合消防負担金精算還付金225万4,000円の補正は、池北三町行政事務組合消防組合が本年3月末で解散したことによる精算金であります。

次の段、20款1項町債5目土木債1節道路橋りょう債1,040万円の減額は、いずれも事業費の確定によるものであります。

以上で歳入を終わりにして、次に4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、1、変更、事項、学校法人釧路カトリック学園が金融機関より借り入れる本別町幼保連携型認定こども園建設事業資金に係る元利償還の助成、限度額中、8億1,168万2,000円を8億4,002万4,000円に、本別町幼保連携型認定こども園施設整備補助金を本別町幼保連携型認定こども園施設整備補助金及び病後

児保育施設整備補助金に改めるもので、期間の変更はございません。

次の5ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正であります。1、変更、これは、事業量、事業費の変更等により限度額を変更する内容であります。起債の目的、辺地対策事業、限度額8,290万円を8,370万円に、過疎対策事業、限度額3億5,690万円を3億4,570万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更はありません。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第15回)の説明とさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正など一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) まず13ページの上にある、ふるさと納税の関係なのですが、行政報告で一定の数字等出されていますけれども、ちょっと初日いなかったもので、もしだぶったら申し訳ないのですが、1つは差し引きですね。寄付額の総額と返礼品と、あるいは先ほど若干の経費があるということなのですが、差引額が現時点でどうなってるか。町のホームページでは、9月期までの内容が詳しく載っているのですが、それから大分金額も大きくふえてるなというふうに思っておりますが、現在差し引きでどの程度になってるか伺いたいというふうに思います。

それから、町のホームページで紹介されている中間期分ということで、先ほど言ったように9月までの分なのですが、この中に6項目、寄付項目の分野というか、こういうふうに使いますよということがホームページで紹介されてるのですが、いろいろありますけど、一番目は福祉でまちづくり推進事業というのがあって、全体の15.7パーセントを使いますよってというような趣旨だというふうに理解しております。6項目に、町長が必要と認める事業ということで、この時点での報告の数字では42.6パーセントが、その町長が必要と認める事業ということで使うというような趣旨だというふうに理解していますが、この内容について、もう少し詳しく、例えばこんなことですよということを伺いたいということになります。

それから17ページになりますが、先ほど説明があった臨時福祉給付金ですが、今年度と来年度に繰越分ということで今回補正があるのですが、対象者に対する給付の到達点、あるいは取りに来てない人というか、受けてない人がいるとすれば、その周知方法等についてどういうふうに対応しているのか伺いたいと思います。

それから25ページになります。土木費の関係で、これも説明ありました18節の備品購入費ですが、車両小型除雪車、三角の366万4,000円、そして除雪機566,000円ということで、この内容は除雪車じゃなくて除雪機を購入するという趣旨なのかどうか、その辺確認の意味で伺いたいと思います。以上、3点について伺います。

議長(方川一郎君) 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず1点目のふるさと納税の関係について御答弁させていただきます。ことしの6月から予算化をいたしまして拡大を進めてきておりました。6月から順次、専用のポータルサイトからの直接申込、それからクレジット決済の導入、それから総合支援業務によります返礼品の拡大という形で、今回、見込みで3千万円というふうな予算を組んだところであります。28年度、導入にあたりまして、寄付額3千万円に対しまして、寄付額が1万円が大体9割を占めております。それで返礼品が当然半分の1,500万円になりますので、それから先ほど言いました支援業務の手数料等ありますと大体500万円くらいかかります。28年度では返礼品を含めた経費の支出が2千万円という形を見込んでおりますので、大体66.7パーセントくらいが経費になっているのかなというふうに思っております。

それから、2点目の中間期における部分で、町長が必要と認める事業で42.6パーセント、これについては私ども、この寄付が、やはり寄付をされた方が何に寄付されたかがわかりやすいというのが特徴な部分であります。この6つのメニューを提示した中で、寄付額が事業化に必要な目標額に達する、あるいは一般財源を補てんする事業として考えております。新年度の当初予算におきまして、必要、適材に応じた予算を組むということで、町長が必要と認める事業については、その年度当初に本町が進める事業の中で使っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 阿保議員から御質問のありました臨時福祉給付金の関係ですけれども、今現在予定をしておりますのは、申請を3月1日からスタートさせまして、支給を4月1日からということで、今準備を進めております。それで、周知の方法に関しましては、今現在予定をしておりますのが、まず広報紙のほうにちらしの折り込み、これを行いまして、そして広報の暮らしの情報紙かけはしですね、そちらのほうにも案内を随時載せていきたいというふうに考えております。かけはしについては4回ほど載せる予定であります。

それで、今回の給付金の支給要件ですけれども、ことしの8月から実施をいたしました臨時福祉給付金と同じ支給要件の方が対象になります。それで今回、ことしの8月の給付金を受けられた方につきましては、また新たな給付金の御案内と、申請書等を送付をしていきたいというふうに考えております。ただ、支給について辞退をされた方ですとか、あるいは支給の申請をされていない方もいらっしゃると思いますので、先ほど申しましたとおり、ちらしですとか広報、そういったものを通じて繰り返し周知のほうを計っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 18節の備品購入費の車両の関係ですけれども、備品購入ということで、小型除雪車につきましては社会資本整備総合交付金事業によります雪寒車両の購入事業で買っております。これは小型ロータリー車でございまして、走る車、運転

して乗る車ということで、普段は歩道の除雪、幅の広い歩道の除雪とか、夏場の草刈り、アタッチメントをつけまして、やっていくというものでございます。これは今回事業化したということは、購入が平成13年でございます。ほぼ15年が経過しましたので、補助事業の購入の対象になったということで、今回更新をしているものでございます。お金につきましては、366万4,000円は執行残でございます。

続きまして、除雪機のほうでございますけども、これにつきましては歩道の手押しの除雪機械でございます。現在ある機械が、やはり古い機械でございます、平成11年に購入しておりまして、もう17年がたっておりまして、修繕が相当かかっております。もう部品等もございませんので、今回購入ということに。原因としましてはエンジンが不動になったということでございます。これは手押しの除雪機械の購入でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 17ページの臨時福祉給付金の関係で、年配の方が当然対象になると思うのですが、対象者が窓口に来ることが支給の前提ということになるのかなのか。周知の方法は先ほどのような方法をとられると、ちらしや広報紙ということなんですけれども、対象になる方でも、そのことがなかなかこう、わからないというか、あともう1つは物理的に来れない、肉体的に来れないというような方の対応というのは、いつもこの手のものは話題になるのですが、どういうふうに対応する考えか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 今御質問にあった件ですが、これまでの給付金を実施する際、申請受付につきましては総合ケアセンター、それと役場庁舎の子ども未来課の窓口、それと仙美里、勇足出張所、それぞれで申請を受け付けてもらいました。申請の勧奨につきましては、例えば高齢者の方のお宅訪問しておりますケアマネさんですとか、あるいは民生委員さん、そういった方を通じて周知を計っておりますけども、申請につきましては代理の方で窓口に来ていただいて申請書を出していただくことも可能ですので、そういったことも含めて周知を計っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2点について聞きたいのですが、最初にふるさと納税の関係ですが、一応参考のために聞きたいのですが、例えば本別町民が逆に町外のふるさとに寄付をした場合は減税措置になるわけですよね。その点ですね、そういった事例があるのかどうかということと、もし27年度、そういった積み重ねでどのくらい減税の措置をしているのか、おわかりになれば、まず1点お伺いしたいと思います。

それと、31ページの保健体育総務委託料、アスベストの含有量分析ということですが、きのうの一般質問でも質問させていただきましたけども、今回、町体育館の調査ということが出てますが、この町体育館を調査するに至った経過とですね、今後の考え方、きのう

の答弁では、それは補助メニューが見つければその他施設も実施するということでしたが、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 高橋利勝議員のふるさと納税にかかわる町民税の、本別町の方が町外のほうに寄付された場合ですけども、平成27年度は15件で174万円の寄付をされております。町民税所得割、差し引きますと30万3,000円というふうになっております。以上です。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） はい、高橋議員の御質問にお答えしたいと思います。町体育館のアスベストに関する部分の、至った経過ということでございますが、きのうの答弁の中でもございましたが、設計図書上アスベストを含む建材を使用していないがというところで、念のための分析サンプルの採取及び劣化調査を行いたいという御説明をしたと思いますが、学校施設等における含有、保有にかかわる通達等ございましたが、途中で追加等、設計図書を確認した際、現状としては対象外のものでございました。それで、再度11月の通達のときにですね、目視のもう一度確認というところが来まして、それに伴いましてこちらのほうで目視確認をさせていただいております。そうしたときにですね、中身的にちょっと怪しいのではないかなという所が見受けられました。石綿でいうモサモサの状態というかですね、ちょっと見受けられたので、念のために再度調査をさせていただきたいというところで、今回上げたところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今、調査経過についてはわかりましたけども、今後の対応というのか、それは調査をしてみなければわからないということにはなるのかもかもしれませんが、こういう調査をしてですね、結果として不十分な結果が出た場合には、それはやっぱり当然のことかもしれないですけど、それは対処するということになると思うのですが、あえて今回そういうような調査を踏み切ったというのは今お話あったとおりですけども、今後の分は、言えば調査をした結果異常がなければ、それは引き続き目視か何かで継続してやっていくという、そういう意味なのでしょうか。

議長（方川一郎君） 阿部社会教育課長。

社会教育課長（阿部秀幸君） はい、お答えしたいと思います。今回、この予算が通りましたら、一応現地の、当然同じように設計図書の確認なり目視を当然行います。そしてなおかつですね、中身としては当然サンプルも取らせていただいて、正式な分析調査を行います。その結果を見て、現状として含有量の飛散に影響を受ける範囲という規定がありますので、その範囲の中を見ながら対処をしていく形にはなりますが、もしまずいよというような結果が出た場合については、当然方法について講じなければいけませんので、経過を見ながら対応させていただくという形になります。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 3点ほど、お聞きしたいと思います。

まず1点目でございますが、13ページの中ほど下段のほうになりますか、これは修繕費の光ケーブルの支障移転、150万円の関係でございますけれども、これの中身、いきさつをお聞かせいただきたいのが1点目。

2点目でございますけれども、27ページ、土木費の一番上段になりますけれども、公営・町営・職員住宅の修繕料、105万5,000円ということでございますが、修繕料を積算していると思いますので、対象戸数は何戸なのかお知らせいただきたい。

次、29ページでございます。これの中ほどの教育費の学校管理費の中の需用費、修繕料でございます、42万6,000円、これは車両ということになってございますが、この部分で、どこと言うのは学校の関係になるのか、教育委員会の事務局で使っているのか、車両ということになっていきますので、その辺ちょっとかいつまんでお知らせいただきたい。以上3点でございます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 光ケーブルの支障移転に関しまして、お答えいたします。光ケーブルの支障移転、これ電柱移設の内容となってございますけれども、これにつきましては、前にもお話しさせていただいたことございますが、基本的には北電柱、あるいはN T T柱に光ケーブルを共架させていただいているという関係もございまして、北電柱さん、それからN T T柱が移設の際にはこれに伴ってですね、どうしても移設、布設がえをしなければならぬというような内容になってございます。

今回、補正させていただいたのはですね、これまで当初予算約410万円ほど組まさせていただきますいておりますが、以前にも指摘を受けておりますが、なるべく年間通して、どれぐらいの見通しの中でどうなのかということと言われておりますけれども、なかなかその、それぞれ事業者さんの都合によりまして、なかなか掴み切れていない状況もございます。当初予算を組まさせていただきますときには、実績数値よりも見込みが見えないというようなこともありまして、約100万円ほど減額した当初予算を組まさせていただいた経過がございます。この度、ことしですね、執行状況が、約400万円近くまで執行しているという状況とですね、それから昨年の実績、大体1月からですね、3月にかけての工事実績を鑑みまして、今回要望させていただいたところでございます。最終的に、中身というところでいきますと、それぞれ北電柱さん、N T T柱さんというところの新設、撤去というところで今後なってこようかと思いますが、いずれにいたしましても、12月から含めましての、昨年との見合いを見込んだ中での補正予算の要求というふうになってございます。以上です。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 公営住宅の修繕費の関係でございますが、退去修繕が5件、維持修繕が10件となっております。全部で15件。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） 小学校費の需用費でございます。修繕料42万6,000円につきましては、平成7年と平成8年に購入したスクールバス2台の修繕料でございます。修繕内容といたしましては、フロントエアスプリング式、それから車体腐食による板金、それからフロアー加工を一式を修繕するものでございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく説明いただきました。スクールバスの件は理解いたしました。残り2点について確認いたします。

順番逆になりますけど、公営住宅の5件、10件でございますけれども、これから直すという想定を含めての、今年度分ということで15件分を計上したという解釈でよろしいのか、その確認。

それと、光ケーブルの支障移転の関係でございます。これ前もお話したことあるかと思うのですが、北電柱とNTT柱を利用しているということになれば、これは事前に契約している段階の話しになると思うのですが、当然道路の側溝付近に建てるということになると、当然道路の用地処理をしていけば、町有地に建てているという電柱になろうかと思うのですが、その辺を北電なりが会社の都合等々で、お客様の都合で移転し、なおかつ光ケーブルも乗っかっているのか、その部分についての移設費はそちらからある程度NTTなり北電からお金をもらっているのか、今回は純然たる単独費で150万円でしたか、計上しているということになるのか。先ほど説明の中で予算云々ということもございましたのですが、まいとし同じようなことであれば、大事な税金ですから、どうしてもということであれば仕方がないのですけれども、町の土地に入っている電柱に対しての契約内容ということになりますけれども、この辺の考え方として、どのように考えておられるのか、その辺も含めて。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 大住議員の質問ですけども、これにつきましては、この15件に対しての105万5,000円ということでございます。通常、12月から3月の修繕、大体130万円位かかっておりまして、ことしの予算の残額を引いた分という形の補正予算となっております。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。電柱の布設がえの全てがいろいろな事業があるわけですけども、当然老朽化による更新というのも含められることになってございます。御心配されておりました財源の関係でございますけれども、当然私どもこの電柱移設の部分で、設置者としてこういった予算計上させていただいておりますけれども、一方でですね、雑入のほうで光ケーブルのサービス事業者の負担金としてですね、いろいろな維持に係る部分、当然向こうは営業しておりますので、そういった部分での負担金をいただいております。ちなみに平成28年度の当初予算では、977万7,0

00円というのを財源として事業しているということになっております。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 公営住宅の分については、理解いたしました。最後、課長のほうで歳入の分も説明いただいて、九百何がしという話だったのですが、その辺突然言われても、なかなか皆さんも理解できないと思いますので、お金をいただいているから150万円は云々ということに、そちらの尺度ではなろうと思いますけれども、私どもはやっぱり皆さんの付託を得て出て来ているものですから、税金を150万円使うという考え方ね、その辺が、いただいているからいいんだでなくて、先ほど当初予算から云々ということもお話しになったのでね、その辺であれば、どうしても負担いただいた900万円の中があるから150万円でもいいのだという解釈も通るかもしれませんが、補正予算ですから、この時期に150万円という話が出て来た経緯をとということもお聞きしているのでね、それを踏まえて、どうしても今やらないと町民の皆さんに光ケーブルで支障をきたすということ、これは私ども理解しているのですが、今回はこういうことなので150万円を計上したと。新年度に向けては、先ほど課長もるる説明ありましたように、いろいろなNTTなり北電との協議をしている中で、町との専用物件等々もあるということなのだろうと思いますし、受益者の負担等々もありますから、その辺をどういうふうに捉えて、どういうふうに考えておるのか、そこをお尋ねしてるのであって、歳入が入ってるからいいのだというふうに聞こえたものですから、そうではないと思いますけれども、その辺再度。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 決して歳入があるからいいのだということではございませんので、ちょっと私の説明不足であれば御容赦いただきたいと思います。

御質問いただいたとおりですね、これも本当に以前から、なるべくその数字に近い所で予算組みできないのかということも言われておりまして、私どももそれぞれまた同じ答弁になってしまいますけれども、事業者とはですね、そういった部分、情報を教えていただきたいということは継続して言っているところでございます。

最初にお答えさせていただきましたとおり、大住議員おっしゃるとおりでございまして、当然サービスを途中、中断させることはできませんので、今回の補正につきましては、ここの当初予算の計上、それから現在までの執行状況、そして昨年から同時期を見たときの実績に鑑みまして、不足が予想される部分について補正させていただくというような趣旨でございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号平成28年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号平成28年度本別町一般会計補正予算（第15回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第2 議案第87号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第87号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第87号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、額の確定及び執行残によるものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ842万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,354万8,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出から御説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費19節負担金補助及び交付金100万円の増額は、退職被保険者の療養費請求の増によるものでございます。

その下の2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費1,300万円及び2目退職被保険者等高額療養費65万円の増額は、高額対象医療費が増額したためのものでございます。

3款1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金39万2,000円及び2目後期高齢者関係事務費拠出金4,000円の減額は、納付額確定によるものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金594万2,000円の減額は、第2号被保険者分の納付額確定による減でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。

4款1項1目療養給付費等交付金165万円の増額は、現年度分の退職者療養給付費が増額したことにより、被用者保険制度からの交付金について増額したものでございます。

8款1項共同事業交付金2目保険財政共同安定化事業交付金667万円の増額は、先ほど歳出で申し上げました高額療養費が増額していることに伴いまして、国保連合会からの交付金を計上したものでございます。

以上、議案87号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第88号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第88号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第88号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について提案内容の御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,522万3,000円とするものでございます。

事項別明細書により歳出から御説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、23万7,000円の増額は、北海道広域連合への負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金 23万7,000円の増額は、歳入歳出調整分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、議案 88 号平成 28 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号平成 28 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号平成 28 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 4 議案第 89 号

議長（方川一郎君） 日程第 4 議案第 89 号平成 28 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第 89 号平成 28 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特定入所者介護サービス給付費の増額に伴う調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ987万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,951万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款保険給付費1項介護サービス諸費4目特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金1,208万7,000円の補正は、低所得者の負担軽減措置である特定入所者介護サービス費について、国で定める基準費用額が改定されたことに伴う増額分を補正するものであります。

次の5款1項1目基金積立金の補正は、特定入所者介護サービス費等の増額に伴う財源調整のため、減額するものです。

3ページ、4ページをお開き下さい。

1、歳入ですが、3款国庫支出金1項国庫負担金から、4段目の5款道支出金1項道負担金までの介護給付費負担金及び調整交付金の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました特定入所者介護サービス費の増額による調整であります。

下段の7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金151万1,000円の補正は、特定入所者介護サービス費の増額による調整であります。

次の2節地域支援事業繰入金13万4,000円の減額、及び、下段の2目介護サービス事業特別会計繰入金1節包括的支援事業繰入金13万4,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴う調整であります。

以上、平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第5 議案第90号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第90号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長(井戸川一美君) 議案第90号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金確定による調整並びに執行残の係数整理等が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,652万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明をさせていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費12節役務費、13節委託料、18節備品購入費の減額は、見積り合せ執行残による係数整理であります。

19節負担金補助及び交付金の増額は各種会議負担金の単価増によるものであります。

続きまして、2項居宅介護サービス事業費2目介護予防支援事業費28節繰出金13万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定による地域支援事業費繰出額を調整するものであります。

次に、上段の歳入であります。1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金559万2,000円の減額は、歳出で説明しました事業執行見込み並びに歳入前年度繰越金の増額により調整するものであります。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金571万8,000円の増額は、平成27年度決算の確定によるものであります。

以上で、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第91号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第91号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第91号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ663万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,893万円とするものであります。

事項別明細書により歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出の1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費修繕料の21万6,000円の

増は、美里別配水池の非常用発電機起動用バッテリーの老朽化による交換に伴う補正であり、15節工事請負費中の勇足簡易水道、配水管工事362万5,000円の減額は道路改良工事の変更に伴うものです。また、下段の美里別簡易水道、配水管工事279万5,000円の減額は道路改良工事の改良延長減に伴うものです。その他は執行残による減額になります。

4ページをお願いします。

歳入の5款1項繰越金1目1節前年度繰越金の136万5,000円の増は前年度の繰越金の確定による増額であり、7款1項町債1目1節簡易水道事業債の600万円の減は執行残及び道路改良工事に伴う移設工事の減によるものです。

次に3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、変更。

起債の目的、簡易水道事業、限度額3,530万円を2,930万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号平成28年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第92号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第92号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 議案第92号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,108万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,650万9,000円とする内容であります。

事項別明細書により歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出の2款土木費1項下水道費1目下水道新設費13節委託料、処理場調査設計287万円の増額補正は、当初、長寿命化計画の策定を予定しておりましたが、下水道法の改正に伴い、今年度より新たにストックマネジメント計画に変更して策定するものであります。

ストックマネジメントにつきましては、下水道施設全体の維持管理計画と改築、修繕計画を中長期的な視点を踏まえた一体的な計画で、施設ごとの老朽化の状況に応じて改築を計画する長寿命化計画の上位の計画となります。

15節工事請負費823万1,000円の減額は、国費の交付決定額の減による事業調整及び執行残による減額になります。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費426万4,000円の減額は、申込者の減による設置基数減によるものです。

4ページをお願いします。

歳入の3款1項国庫補助金1目土木費国庫補助金1節下水道費補助金410万円の減は補助交付金の減額及び執行残によるものでございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金の253万円の増は前年度の繰越金の確定による増額であります。

7款1項町債1目土木債1節下水道債700万円の減は事業量減によるものです。

3ページをお願いいたします。

第2条、第2表、地方債補正。

起債の目的。公共下水道整備事業の限度額6,130万円を5,790万円に改めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

下段、個別排水処理施設整備事業の限度額1,430万円を1,070万円に改めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号平成28年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第93号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第93号平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第93号平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について提案内容を説明申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成28年度本別町水道事業会計予算、以下、予算と言う、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の1款水道事業収益1項営業外収益は150万8,000円を増額補正して、収入の総額を1億6,332万1,000円とするものであります。

支出の1款水道事業費1項営業費用は150万8,000円を増額補正し、支出の総額を1億6,332万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「8,181万4千円」を「7,929万9千円」に、「7,279万9千円」を「6,846万3千円」に、「901万5千円」を「1,083万6千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の1款資本的収入1項企業債は1,260万円を増額補正し、2項国庫支出金を1,450万円増額補正して、収入の総額を1億460万円とするものです。

支出の1款資本的支出1項建設改良費は2,458万5,000円を増額補正し、支出の総額を1億8,389万9,000円とするものです。

企業債。

第4条、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的。原水及び浄水施設整備事業の限度額3,080万円を2,880万円に改め、下段、配水施設整備改良事業の限度額4,670万円を4,300万円に改めるものです。

2ページをお願いいたします。

起債の目的。現年度発生地方公営企業災害復旧事業、1,830万円を追加するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を150万8,000円増額補正し2,305万1,000円に改めるものです。

予算説明書により主なものについて説明いたします。

5ページをお願いいたします。

支出の1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費薬品費101万1,000円の増額は、8月の大雨により河川の濁度が高い日が続いたため、薬品の使用量が増加したことによるものです。

収入の1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金一般会計補助金150万8,000円の増額は収支の調整によるものです。

7ページをお願いいたします。

支出の1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費工事請負費2,888万円の増額は災害により被災した取水施設を復旧するためのものです。

収入の1款資本的収入1項1目企業債1,260万円及び2項国庫支出金1目国庫補助金1,450万円の増額は、災害復旧工事施行に伴う収入として国庫補助金と企業債を増額するものです。

以上、平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出、企業債など一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号平成28年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第94号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第94号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長(藤野和幸君) 議案第94号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、上期実績に基づく入院及び外来収益の決算見込み、並びに経費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を4,518万円減額、第2項医業外収益を844万1,000円増額し、収益の合計を11億7,476万2,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を880万7,000円減額し、費用の合計を12億1,963万6,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は、4,487万4,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差し引きますと、単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与を342万6,000円減額し、7億3,595万8,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金ですが、太陽の丘温泉水維持管理経費として、94万1,000円を追加するものでございます。

第5条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億7,993万5,000円を、1億7,79

3万5,000円に改めるものでございます。

次に3ページ、4ページをお願いいたします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益6,639万円の減額、及び2目外来収益23万1,000円の増額につきましては、上期の実績を勘案し補正するもので、当初予算と比較しますと、入院は1日平均患者数で約13人減の39.9人で、現行予算を下回る状況と見込まれる事から今回減額補正するものであります。また外来では、1日平均患者数は約22人減の195人ですが、一人当たり単価が350円ほど上回る見込みのため、現行予算を上回る状況が見込まれる事から、今回増額補正するものであります。

今回の補正後数値を、前年度決算と比較いたしますと、入院では1,757万5,000円の増、外来では171万1,000円の減で、入院、外来収益の決算見込み額は、1,586万4,000円増の7億6,935万9,000円となる見込みでございます。

3目その他医業収益3節一般会計負担金2,680万3,000円の増額及び一番下段の2項医業外収益3目負担金交付金1節一般会計負担金750万円の増は、入院、外来収益の決算見込みの状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰入れを行うものであります。また、1段戻りまして、2目他会計補助金1節一般会計補助金94万1,000円の増は、落雷により故障しました、太陽の丘温泉ポンプの修繕に要する経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

収益収支における繰入基準額は3億2,700万4,000円ですが、今回の補正により実質繰入額は3億2,367万9,000円となり、前年度と比較すると367万9,000円増の繰入額となります。

次に5ページ、6ページをお願いいたします。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費3節賃金は、342万6,000円の減額ですが、嘱託、臨時、パート職員賃金の決算見込みによるものです。

2目材料費1節薬品費200万円の減額につきましては決算見込みによるものでございます。

3目経費2節報償費44万7,000円の減額は、外来診療や休日の日直、当直依頼件数の減少による143万5,000円の減及び行政報告でも申し上げましたが、本別町地域包括ケア推進プロジェクトチームを立ち上げ、医療と介護の連携の検討を進めるにあたり、研修会等を4回予定しておりまして、講師謝礼として98万8,000円を増額するものです。

7節光熱水費、307万円の減額は決算見込みによるものでございます。

11節修繕費、154万2,000円の増額は、医療機器備品は調剤支援システムサーバー交換修理、院内外補修では医師住宅暖房ボイラーの交換、そして温泉ポンプ自動制御装置の修繕を行うものでございます。

14節賃借料、240万円の増額は、寝具等の賃借料は決算見込みで減ですが、ハイヤ

一借上料や在宅酸素濃縮装置借上料が増となる見込みのためでございます。

15節委託料380万6,000円の減は、決算見込みによる調整を図ったものでございます。

以上、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第95号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第95号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第95号本別町税条例等の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

本改正案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の中で、自動車取得税及び自動車重量税等については、地方財政に配慮しつつ簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行うことが規定されており、平成29年4月1日から消費税率10パーセントへの引き上げを前提に、軽自動車種別割、これは今まで軽自動車税と呼ばれていたものでございます、と自動車取得税を廃止して環境性能割を導入する改正案について平成27年12月24日に閣議決定

がされたところであります。

しかしその後、消費税率10パーセントへの引き上げ時期が、平成31年10月1日に延期となりましたことから、先ほど申し上げました軽自動車税の改正につきましても消費税率引き上げ施行日まで延期となったところでございます。

本改正案は、地方税法の改正を受けまして3条建てで構成されております。

第1条は消費税が絡まない部分の改正、第2条、第3条は消費税率引き上げに伴い、軽自動車税の中に種別割と、自動車取得税を廃止して環境性能割の導入を平成32年度課税分から施行するということが主な改正内容となっております。

それでは、その概要につきまして御説明させていただきます。

まず、第1条では、1点目として平成29年1月1日から施行となる町税に係る延滞金の改正規定についての整備。

2点目といたしまして、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定の整備でございます。これは平成30年度以後の年度分の個人の町民税に適用されるもので、自分の健康に責任を持ち、軽度な不調の場合は自分の手で手当をするセルフメディケーション税制というものが来年1月から施行されます。特定健診や予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診のいずれかを受けている人が対象で、従来医師の処方で使用できた医薬品が、その効果や安全性を踏まえて薬局でも購入可能となり、個人で購入した医薬品が対象となります。ただし、その医薬品の中には厚生労働省が定める有効成分を含む医薬品が対象で、年間購入費から1万2,000円を差し引いた額が所得控除額の対象となります。ただし、従来の医療費控除と併用することは出来ません。

3点目といたしまして、個人の町民税から住宅借入金等特別税額控除の税制措置を2年間延長するための規定の整備。

4点目といたしまして、電気自動車、2020年度燃費基準プラス20パーセント達成車等に対して税率を25パーセントから75パーセント軽減するグリーン化特例について、平成27年度中に登録された軽自動車の平成28年度分の税率に限り適用とされておりましたが、これを1年間延長するための規定の整備。

それから5点目といたしまして、これは本町では該当ございませんけども、日本と台湾との間で二重課税を回避するなどの措置を講ずるため、日台間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことによりまして必要な改正を行ったものでございます。

続きまして第2条、第3条では、1点目といたしまして、法人町民税の税率が現行の12.1パーセントから8.4パーセントに引き下げられることによる改正のための規定の整備でございます。これは29年4月1日施行となっております。

2点目といたしましては、軽自動車税に種別割と自動車取得税を廃止して、環境性能割を導入する規定の整備となっております。

改正後の軽自動車税につきましては、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を、所

有者には種別割を課税することとなります。

環境性能割は、現在道税である自動車取得税を廃止いたしまして、新たに創設されるもので、環境に良い軽自動車の普及を促進することを目的としております。

税額につきましては、環境性能に応じて通常の取得価格に3段階の税率がございまして、1つは非課税、それから1パーセント、2パーセント、これをそれぞれ乗じた額で課税されます。課税される軽自動車は新車、中古を問いません。また、環境性能割は市町村民税となりますが、納税の便宜を考慮いたしまして、軽自動車の取得の際に販売店等を通じて当分の間、都道府県に納めていただくことが予定されておまして、納税手段といたしましては、現在の自動車取得税と同様の流れとなる予定となっております。

種別割の税率につきましては改正はなく、いずれも平成32年度課税から適用されることとなります。

それでは、改正条文の朗読により提案説明とさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) ただいま大住啓一君から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号本別町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決さ

れました。

日程第 1 1 議案第 9 6 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 1 議案第 9 6 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第 9 6 号本別町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

本改正案は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものです。

内容は、先ほどの税条例の改正でもありました、日本と台湾の間で日台間租税取り決めが締結されたことを受け法整備がされたことに伴うものであり、国内居住者が支払われる事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため規定の整備を行うもので、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行となります。なお、本町では該当者はありません。

それでは、改正文の朗読により説明とさせていただきます。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） ただいま山西二三夫君から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 6 号本別町国民健康保険税条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 9 6 号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第12 議案第97号

議長(方川一郎君) 日程第12 議案第97号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長(村本信幸君) 議案第97号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年4月1日に介護保険法が一部改正され、利用定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴い、条例の一部改正が必要となりましたので、提案するものであります。

改正の内容としましては、地域密着型通所介護が創設されることに伴い、条例に指定地域密着型通所介護の基本方針を追加するものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、平成25年条例第5号の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

地域密着型通所介護の基本方針。

第5条の2、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び

心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

附則。

1、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第97号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第98号

議長（方川一郎君） 日程第13 議案第98号本別町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

郡農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（郡弘幸君） 議案第98号本別町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号が一部改正され、農業委員の選出方法について、選挙及び農業団体、議会からの推薦から公募をして議会の同意を得てから町長の任命にかかります。それに伴い、公募による農業委員の定数を新たに定める必要が生じたため、本条例を提案するものであります。

それでは、制定条文に沿って説明をし、提案にかえさせていただきます。

本別町農業委員会の委員の定数を定める条例。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、本別町農業委員会の委員の定数は、15人とする。

農業委員会法第8条第2項に、委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めると規定されております。政令に定められている基準に照らしあわせると、本別町の農業委員の定数の上限は27人となっております。定数15人とした理由につきましては、現行の選挙による委員定数12人に現行の農業団体からの推薦2人と議会推薦1人、合計15人と同数にしたことによるものです。

なお、1期3年間は変更がございません。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成29年7月20日から施行する。

施行日は、現農業委員の任期が平成29年7月19日までとなっておりますので、新しい任期の始まりの日としております。

農業委員会委員定数条例の廃止。

第2項、農業委員会委員定数条例（昭和29年条例第18号）は、廃止する。

新しい定数条例の制定に伴い、選挙による委員定数を定めている現定数条例を廃止するものであります。

以上、議案第98号本別町農業委員会の委員の定数を定める条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号本別町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号本別町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について

は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第99号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第99号本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第99号本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定は、収納業務不適切処理への反省と再発防止対策として、職員の公正、公平な職務の執行を確保するため、職員一人一人を含めた組織全体の意識改革や公正な職務の執行を確保する仕組みづくりが必要なことから提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町職員の公務員倫理に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、職員が職務を遂行するに当たって、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、町民の不信を招くような行為を防止し、もって公務に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

この条は、今回の不適切処理への反省と再発防止対策の一環として、職員のモラルを改めて明記することにより、より一層、公平、公正な行政運営の執行を目指すことを目的としております。

用語の意義。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち町長、副町長、教育長をいう。

第2号、職員等、次に掲げる者をいう。

ア、職員。

イ、町から事務又は事業を受託した者並びにその役員及び従事者。

ウ、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定するものをいう。）並びにその役員及び従事者。

第3号、任命権者、法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

第4号、コンプライアンス、職員が、法令等（条例、規則及び規程等を含む。以下同じ。）を遵守することを基本に、次条に規定する職員が遵守すべき倫理原則に基づき、公平かつ

公正に職務を遂行することをいう。

第5号、公益通報、公共の利益を守るために、職員等が知り得た町政運営に関する次に掲げる行為又は事実について通報することをいう。

ア、法令等に違反する行為又は職員としての倫理に著しく反する行為。

イ、町民の生命、身体、財産その他の利益若しくは生活環境を著しく害し、又はこれらに重大な影響を与える事実。

ウ、ア及びイに該当するおそれのある行為又は事実。

第6号、公益通報者、公益通報を行った職員等をいう。

第7号、不当要求行為等、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をいう。

本条は、本条例に記載する用語の範囲等を定めております。

第1号では、職員。本条例の対象とする範囲について、一般職員のみならず、特別職である町長、副町長、教育長もその対象範囲とすることにより、本別町役場全体としての倫理の確立に取り組むことを目的としております。

第2号では、職員等。公益を阻害する行為が行われた場合、公益通報等が円滑に遂行されるよう公務執行の補助となる委託機関や指定管理者においても同様にこの条例の適用者とするもの。

第3号では、任命権者をうたっております。地方公務員法第6条第1項に定める任命権者とは、地方公共団体の長、議会の議長、教育委員会、農業委員会等、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものを言います。

第4号から第7号については、本条例に記載される用語を説明しております。

職員が遵守すべき倫理原則。

第3条、職員は、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第3号）に規定する宣誓を常日頃から念頭に置き、民主的かつ能率的に職務に当らなければならない。

第2項、職員は、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、自らを厳しく律するとともに、法令等を遵守し、町民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての倫理の高揚に努めなければならない。

第3項、職員は、町民全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部のものに対して有利な又は不利な取扱いをする等不公正な扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

第4項、職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

第5項、職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けることや接触について町民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

1項では、職員のサービスの宣誓に関する条例を定めております。

私ども、職員となった場合については、辞令をもらうときには町長の前でこの宣誓書を読み上げ、全体の奉仕者として、誠実かつ公平に職務を執行することを誓うというような文言が入っております。この宣誓書については、常に頭に置きながら職務にあたっていくという部分でございます。

第2項、第3項では、倫理原則は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために、職員が認識すべき基本的な行動、心構えの原則について、改めて明示しております。

第4項、第5項では、禁止行為を定めております。職員として、町民から疑惑、不信を招く行為を禁止するものであります。具体的には、国家公務員倫理規程第3条に掲げる行為を禁止しております。

#### 職員の責務。

第4条、職員は、前条に規定する倫理原則に従い公益通報を行う等不正な行為の防止及び早期発見に努め、不正な行為を認識していながら放置してはならない。

第2項、職員は、違法又は公正な職務の遂行を損なうおそれがある行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

第1項では、公益通報について定めております。第9条に定める公益通報制度等により、職場における不正行為等を発見した場合に、その事案を放置等しないよう職員の責務を定めております。

第2項では、第14条に定める行為により職務に対する要求、不当要求などですが、あった場合、これを拒否するよう職員の責務を定めております。

#### 管理監督職員の責務。

第5条、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理監督職員」という。）は、その職責の重要性を自覚し、常に率先垂範して服務規律の確保及び公正な職務の執行に当たるとともに、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、部下の職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

第2項、管理監督職員は、職員の職務に係る非行を発生させることのないよう、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。

第1項では、管理監督職員を定めております。ここにつきましては、管理職員等の範囲を定める規則に規定する職員であります。具体的には、課長補佐以上の管理職になります。

#### 任命権者の責務。

第6条、任命権者は、職員の倫理の保持及び職員の資質向上を図るため、次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

第1号、法令遵守、倫理保持及び能力向上のための研修の実施。

第2号、内部けん制を機能させるための内部監査等の実施。

第3号、その他コンプライアンス体制の確立のための必要な施策の実施です。

ここは、目的といたしましては、職員の倫理観、正義感など、個人の起因する資質の向上を図るために、任命権者として行わなければならない事項について定めております。第

1号では、研修の実施ということで、コンプライアンスに関する研修について、本別町職員研修計画に位置付け、職員に対して啓蒙を行うことを定めております。

不当要求行為等の禁止。

第7条、何人も、職員に対し、公正な職務の遂行を損なうおそれのある不当要求行為等をしてはならない。

ここでは、職員の公正な職務遂行を担保することを目的として、利害関係者すべてにおいて第2条第7号に該当する行為を禁止しております。利害関係者とは、職員が職務としてかかわる者を言います。

続きまして、本別町職員倫理委員会の設置。

第8条、本町における法令遵守体制の確立を図り、公平かつ公正な職務の遂行を確保することを目的に、公益通報及び不当要求行為等に関する調査等を行うため、本別町職員倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2項、委員会は、委員5人以内をもって組織する。

第3項、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4項、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ここでは、公務に対する町民の信頼の確保という目的の下、職員の職務に係る倫理の保持に関する様々な事務を所掌することを目的に設置をしております。所掌事務では、倫理違反等の疑いがある場合の調査及び懲戒の手続、処分の検討。各課部局への指導、助言、必要な措置の要求などです。委員としては、委員長を副町長とし、町長の指名する職員4人をもって構成をする。ただし、倫理違反の内容等、職員だけの調査が困難な場合は、弁護士などの有識者に意見を求めることができるものとしております。

公益通報。

第9条、職員等は、公益通報の必要があると認めるときは、規則で定める公益通報相談員（以下「相談員」という。）にその内容を通報することができる。

第2項、相談員は、前項に規定する通報を受け付けたときは、委員会へ報告しなければならない。

第3項、職員等は、公益通報を行う場合は、可能な限り確実な資料に基づき、実名で書面をもって行わなければならない。ただし、公益通報の根拠を委員会に示すことができる場合は、匿名で通報することができる。

公益通報者の保護。

第10条、任命権者及び職員等は、公益通報者に対して公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第2項、公益通報者は、公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときには、委員会にその是正の申立てをすることができる。

第3項、任命権者は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれがあ

る情報を公開してはならない。

第4項、任命権者は、公益通報者（職員を除く。）が通報等をしたことを理由として、その労務提供先の事業者から不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについて是正を求めることができる。

ここでは、法令等に違反する行為を発見した職員が、その内容を通報する場所を定めております。規則で定める相談員は総務課長及び総務課庶務担当主査に想定をしております。

第1項では、相談員の義務です。通報を受けた相談員が、自己処理することなく、倫理委員会への報告を義務付けております。

第2項では、通報の方法です。通報の信憑性を担保することを目的として、実名による通報とするもの。ただし、明らかな証拠等を附して通報する場合には、容易な通報環境を担保するため、匿名による通報を認めるものとする。

第10条では、公益通報者の保護に定めております。公益通報を行った職員が、その行為に係ることで職場等において不利益な取扱い等を受けないようにするため、任命権者や職員に対してその取扱いを定めております。

第10条第4項では、不当な取扱いの是正です。公益通報を行った職員の不利益な取扱いが認められた場合には、任命権者はその取扱いの是正を行うことを定めております。

公益通報に係る委員会の職務です。

第11条、委員会は、公益通報を受けたときは、速やかにその内容について調査を行うものとする。

第2項、委員会は、調査の結果、当該公益通報の内容が事実であると認めるときは、是正措置等についての意見を付して、又は該当する事実がないと認めるとき若しくは調査を尽くしても違法行為等の事実の存否が明らかにならないときは、その旨を町長及び任命権者に報告するものとする。

第3項、委員会は、調査の結果を公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合は、この限りでない。

ここでは、公益通報を受けた場合による倫理委員会の職務を定めております。調査の結果については、事案の有無にかかわらず町長及び公益通報者に対して報告することを定めております。

公益通報に係る措置等。

第12条、任命権者は、公益通報の内容が事実であるとの報告を委員会から受けたときは、委員会の意見を尊重し、事実の確認を行い、公益通報の内容が事実であると認めるときは、当該公益通報に係る行為を是正するとともに再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第2項、任命権者は、公益通報者が公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、直ちに改善又は防止のための措置を講じなければならない。

第3項、任命権者は、前2項の措置を講じたときは、町長に報告するものとする。

ここでは、公益通報の報告を受けた任命権者がなすべき事項について定めております。第1項では、通報が事実であった場合における再発防止策等の措置。第2項では、公益通報者を守るための措置となっております。

不当要求行為等。

第13条、職員は、不当要求行為等があったときは、その行為の内容を記録して所管する課長（相当職を含む。以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

第2項、所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、その記録を委員会に提出しなければならない。ただし、不当要求行為等に該当しないことが明らかな場合は、この限りでない。

不当要求行為等に係る委員会の職務。

第14条、委員会は、前条第2項の規定により提出された記録又は報告の内容について不当要求行為等に該当するかどうかの調査を行うものとする。

第2項、委員会は、調査の結果、不当要求行為等に該当すると認めるときは意見を付して、該当しないと認めるときはその旨を町長及び任命権者に報告するものとする。

不当要求行為等に係る措置等。

第15条、任命権者は、前条第2項の規定により不当要求行為等に該当するものがあるとの報告を委員会から受けたときは、委員会の意見を尊重し、事実の確認を行い、内容が事実であると認めるときは、不当要求行為等を行った者に対し警告をする等必要な措置を講ずるものとする。

第2項、任命権者は、前項の必要な措置を講じた場合には、町長に報告するものとする。

第3項、町長は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、不当要求行為等を行った者の氏名、警告の内容その他の必要な事項を公表することができる。

13条では、不当要求行為が行われた場合における職員及び所属長の執るべき行為について定めております。

14条では、倫理委員会の責務について定めております。

第15条では、不当要求行為が認められた場合における、任命権者及び町長の執るべき措置について定めております。

委任。

第16条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第99号本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 何点かちょっとお聞きしたいところがありますので、よろしくお願ひします。

まず、本条例につきましては、今回6月から半年近くなりますけれども、たまたま元職員の不適切な業務処理によって、こういう条例をつくらざるを得ないと言う形になったのではないかと思うのですけれども、今回の案件についてですね、この条例の中で言う職員が遵守すべき倫理原則の第3条、この中のどこに該当するのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 今回の事案に関しましての職員が遵守すべき倫理原則の部分ということで、第2項でうたっております後段の部分、法令等を遵守し、町民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての倫理の高揚に努めなければならない、ここの部分が今回の部分に該当してくるかというふうに思っております。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） そういったことで、この倫理原則の中に今回の案件についても盛り込まれているという解釈でよろしいかと思ひます。非常に、今回の件につきましても、町民の方々も関心を持っておられるということで、そういった面からもこの条例についてはですね、町民にわかりやすくというのが私の思っているところでございまして、そういった観点から何点か質問させていただきますけれども、先ほど第2条の（3）の任命権者について、総務課長のほうから誰それというようなことで説明ありましたけれども、法第6条の第1項に掲げる者だよということなのですけれども、本別町役場でいえば一般職員もいらっしゃいますし、議会もありますし、農業委員会もあるし、消防もありますけれども、それぞれ本別町役場職員という立場で出ていますけれども、ここでいう任命権者というのは、本来的には職員の任命だとか休職だとか免職だとか、いわゆる懲戒処分を科すことができる者じゃないかなということでの任命権者だと思うのですけれども、そこら辺はいかがですか。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） ここの部分につきましては、議員おっしゃるとおりです。地方公務員法第6条に定めております、町長、それから議会の議長、教育委員会、農業委員会など、そしてあわせて休職、免職、及び懲戒等を行う権限を有する者というふうになっております。同じように、処分についてもこのような形で進めておりますので、この部分で任命権者を定めています。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） ですから先ほども言ったように、町民にわかりやすくといいますかね、なかなか法第6条第1項に掲げる者と書かれてもですね、町民が見たときに、誰のことを言っているのだろうなというようなこともありますので。例えば本別町長なら本別町長と明記させていただいたほうが、町民にも理解いただけるのかなと。後ろのほうにそ

れぞれ、この任命権者という言葉が出てきますので、後ほどそれについても質問させていただきますけれども。

次に、ちょっと順番に言っていきますけれども、第4条、職員の責務ということで、公益通報なり不当要求行為の禁止ということで2つ書いてありますけれども、この部分ですね、第4条の1項についてはね、それぞれ第9条にも公益通報、9条以降12条まで長々と書いてはありますけれども、この公益通報、いわゆる内部通告ですよ、こういったものが必要かどうかという部分もあるかと思うのです。先ほど言ったように、職員が遵守すべき倫理原則がしっかりしていて、ここで言う第5条の管理監督者の責務であるとかね、任命権者の責務がしっかりしていれば、こういったものの公益通報なんていらぬのじゃないかと私は思うのですね。

こういったことで、あまりがんじがらめなものをつくってしまうというか、こういったことをやってしまいますと、なかなか職員も疑心暗鬼といいますかね、そういったマイナスの面が若干生じてくるのではないかという部分も感じられるので。本来的には、こういったものはなければいいほうが、職場もいいのではないかなと思うのです。

そういった面から、この第4条についてはですね、第1項についてはそういうことで。

第2項については、これを拒否しなければならないということで、これは第7条に何人も云々かんぬんという文言ありますけれども、これは残しておいてもいいと思うのですけど、ただこれにつきましてもね、非常に長く、13条から15条まで長々と書いていますけど、要はこういったことを、職員以外の方からですから町民からだと思うのですけど、そういった要求があった場合には、ただ文言では報告するというで書いてありますけれども、報告書なりをつくりましてね、言われた方が、それを職場の長なりに言って、倫理委員会なりがいいのかどうかという問題は後で言いますけれども、そういったことでもうちょっとシンプルにね、そういった流れでつくったほうがいいのではないかと思うのですけど。長々と、後半のほうは公益通報なり、この不当要求行為について書いてありますので、ここまでの部分必要ないのではないかと思うのですね。

先ほど言った任命権者の件なのですけれども、これが町長だとすればですね、何力所か任命権者が町長に報告するという文言を使っていますよね。ですから、そこら辺を町民にね、わかりやすくもうちょっとシンプルに、条例や何かつくったらどうかかなと思うのですけども。長々と言いましたけども、その辺についての考え方をちょっとお聞かせいただきたいのですけど。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず、1点目の任命権者についてです。ホームページ、町広報のときには、町民の方がわかりにくいという部分がありますけども、これにつきましては注釈等を入れながら、わかりやすくPRしていきたいというふうに考えております。

それから、職員の責務の公益通報、職員がしっかりしていれば、こんな制度いらぬのではないかということです。私もそのように思いますし、この条例自体もいらぬのかな

というふうに思いますけども、ただ、やはり多くの方が働いている職場です。その中で、やはり個人の資質、それから公務員としての心構えがしっかりしていれば、こういう問題は起こらないと思いますけども、起きてしまったという部分、それが大きくなった部分があれば、やはり一緒に仕事をしている仲間たち、担当者、それから補佐、課長がやはり朝、打ち合わせ等でも行っておりますので、その中でもいち早く、早いときに芽を摘むとか、そういう部分で処理ができるという部分もありますので、やはりこの公益通報というのは大切な部分かなというふうに考えております。

それから、公益通報と不当要求行為等に関する部分をもう少し簡略化という部分なんですけども、一応最低限度の部分今回定めさせていただいております。通報があったときの部分、それから保護をする部分、それからやはり最終的には本別町倫理委員会のほうで意見をもらうというような部分がありますので、それはやはり条例できちんと述べなくてはいけないと思っておりますので、このような形で書かせていただいております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけ。これは、倫理委員会ですから8条の部分になろうかと思えます。最後に、全部は規約で細かいことを決めるということであってございませけれども、この部分でいう、委員会は委員5人以内をもって組織するというので、副町長が委員長であと4人ということで、町長が決めるということであってございませ。これは何回かやりとりさせていただいておりますけれども、法律に詳しい方、わかりやすく言うと弁護士さんになろうかと思うのですが、なぜ冒頭この案件が出たときからの説明でいいますと、反省に基づいてとかという言葉が出ておりますけれども、なぜこれだけの案件が出て、町民の皆さんに御心配をかけている状況の中で、反省すべくこういう再発防止のための条例を制定するという事になっているにもかかわらず、そういうことが出たということは非常に残念なことです。これからはないということも期待を込めて言えますけれども、その中で、なぜ法律家の方なり民間の方なりを入れないで、わかりやすく砕けた言い方しますと身内だけでやろうという部分にしか見えないのですけれども。この辺は、担当課長の答弁の域を脱するのであれば、執行者側のほうからも答弁していただかなければなりません。その辺の考え方をお伺いしたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） この倫理委員会の委員についてです。議員おっしゃるとおり、職員のほうで構成をまずしようということになっております。まず、内部調査等も必要になりますし、個人のプライバシーの関係もありますので、まずは職員の中の倫理委員会と。今回そういう元になったのは、やはりことしの3月に制定させていただきました懲戒処分の基準、それから交通違反等にする基準ということが明確にうたわれました。まずは職員の中で、その範囲の中で、いろいろと調査をしながら処分の意見をまとめていくというよ

うな部分になるかと思えます。

懲戒処分の中にも、いろいろと難しい部分がいま出ております。コンピュータを使ったり、パワハラだとか、いろいろな部分があります。そういう事犯になってくれば、やはり弁護士等の有識者の意見も必要なと思えます。そういう部分では、委員のほかにも参考人としてお願いをして意見を求めることができるようにしておりますので、そういう形で進めていきたいなというふうに考えております。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私からもちょっと説明をさせていただきます。基本的には今回のこの委員会はずね、公益通報が一つ入っています。それから、もう一つは不当要求行為の訴え、職員から。それから懲戒処分が入るようになります。この3つが中心でありますけども、公益通報とかそういう部分では、初めから弁護士を入れて議論するというにはなかなかないだろう、状況を見てお願いするとか、そういうことになるだろうと。

それから懲戒処分については、ちょっと複雑になるようなケースについては積極的に専門家の意見も当然聞かなければならないと考えておりますから、今回の案件のような状況が出たとすればずね、積極的に弁護士の御意見なども踏まえながら進めていくようになると考えております。ただ、最初から全部ですずね、何でも全部そこに弁護士も入れてやらなければならないとなると、公益通報は職員が、どこかで何か不正が行われているのではないかという程度でも公益通報できるようになっていますから、その辺はもう少し、弁護士や何かの意見を聞く前にずね、内部的に少し議論を整理しないと、最初から弁護士、弁護士と、弁護士も忙しい方ですずから、その辺はもうちょっと整理してから対応したい、その辺も含めて、最初から構成の中には貼りつけはしていないということでございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） おっしゃりたい意味はわからないわけではないのですが、再三いろいろな委員会だとかで申し上げていることは、これだけの案件が起きて、私どもの議会に示されたのが二つ前の6月定例会でございました。私が先ほど来から申しているのは、出てしまうことを想定して話すのは非常に不謹慎かもしれませんが、出る前にこういう策を講じるのであれば、第何条の第何項の条例の中で、副町長がトップはトップでいいですけども、あと職員が何人で、民間の何人、法律の詳しい何人というようなずね、置き方をしなければならぬのではないかと、それを申し上げているのです。これをこのままの条例でいきますとずね、町民の方々には当然見えないということと、また内部で過ごすのかということが懸念されるから私が言っているのもあって、規則でうたうのだからいいというようなレベルの話ではないと思えます。

それと、もう1点でございますけれども、先月末に特別委員会の中で、私ども初めて公式に聞かされましたけれども、10月の上旬に警察に書類を協力して持って行っていただいているということで、町長からお話ありました。その中で、なぜ今この定例会に、この重要な案件をずね、出してこなければならぬのか。これは町民の人たちも相当な関心

を持って注視していると思いますけれども、要するに捜査しているという部分があるとすれば、それがどのような形になるにせよ、それがきちっと落ち着いてからでも私は遅くないのではないかと。

それと、まだ先ほど来からお話しさせていただいているように、倫理委員会等々についても、まだまだ町民の皆さんなり我々の話も聞いていただいて、吟味することがあれば、それらを総合的な判断をしてですね、今回でなく、きちっと方向が出てからでも、こんなことは二度とあっては困るような案件なのでございますから、それは我々議会も含めて町民の方々も含めて一体となって、これからの本別町の信頼を回復していかなければならないというときにですね、警察に書類が行っている段階で、ここで出てくるということ自体も、私にしてはおかしな考え方だなと思います。こういう善後策についてはなるべく早くというのは、これはわからないわけではないですけども。時期が、この時期にということも含めて、再度お伺いしたい。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） まず第1点はですね、そういう捜査機関が調査に入れていると、だから何もしないということにはならない。やはり早急に町民に対して、きちとした我々の考え方を示す必要があるだろうと考えております。そういうことで、捜査の結果いかに問わずですね、やることはきちっとやっておく必要があるだろうと。

それから2点目はですね、このいろんな再発防止策の、議会に対する説明等も含めてですね、この辺はちょっと議会のほうとも調整させていただきながらですね、提案説明をしてきておりますので、その辺も御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） こういう案件については、こちらで言うことと、そちらから返ってくる答弁はなかなか噛み合わないことは、これはもう当たり前のことかもしれませんけれどもですね、現実的に、町民の皆さんに早く善後策をお示しするという部分は理解をいたしました。ただ、先ほど来からお話しさせていただいているように、身内の中で倫理委員会も設置はするんだ、今副町長からもありましたように、捜査当局に書類を預けてある段階で、一応捜査という言葉も出ましたのですが、その段階で善後策と言ってもですね、職員の皆さん、先ほど来から言っているように二百数十名の方々おられますけれども、なかなか大変な思いで、これから年末を迎えているのではないかと思います。なぜこの時期になったのかということは、普通に考えればですね、早く善後策を講じるというのは理解いたしますけれども、今の時期というのはですね、いかがなものかなと。私どもの委員会もありますけれども、それとは別な考え方でいきますと、やはり町民の皆さんに、議会でのやりとりですから、これだけの条例を提案するということになれば、いつのときが一番いいのか、ましてや倫理委員会という高度なことを議論する委員会に、法律の専門家なり民間の方が入っていないで、身内の方だけでやるというように見受けられてもしょうがないと思いますけれども、本当に身内の方だけでやるということが、私にしてはちょっとい

かなものかなと思っていますので、3回ですからこれで終わりだと思いますけれども、その辺を再度求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） それぞれこの不祥事ということですね、大変御迷惑をかけながら、議会も特別委員会の中で審議をいただいていた。なぜこの時期かということですが、しっかりとその辺ですね、事実関係も含めて、また今御質問にありますように、住民の皆さんに少しでも早くですね、こういう姿勢で、信頼回復も含めてですね、この再発防止の対策も含めて、それを示すということの中でですね、改めてこの反省を受けながら、そしてこの倫理委員会、この条例をつくりながらですね、その中でしっかりと倫理委員会というものを設けながら、さらに制度の高い調査も含めて、それには公益通報だとか、またコンプライアンスだとかですね、それぞれ必要な条例をしっかりと定めながら、この再発防止、そして二度とあってはならないこういう行為についてはですね、先ほども答弁ありましたが、万が一このようなことが起きようとするときはですね、早目に、本当に小さいうちに芽を摘むと、こういうことも含めて、条例を細かく制定させていただきました。

今までの御質問ありましたように、ここまで細かい部分はこの御意見もありましたけれども、条例ですからね、しっかりと細部に渡りながら、そしてまた大所高所でしっかりと対応ができるようにですね、この条例を定めさせていただいて、ちょうどこの時期ということでもありますけれども、私どもは少しでも早くこのような条例をつくらせていただいて、町民の皆さんに、そしてまた議会の皆さん方にもお示しをして、しっかりと気持ちも新たに再出発をすると、こういう条件の中でしっかりと話をしてきました。

今、御質問いただいているこの倫理委員会の部分でありますけれども、必ずしも、それぞれ手続条項あるかもしれませんが、これはまだ明確にこの人この人ということに、職務も含めてまだそれは入っていませんので、それはしっかりとですね、今の御意見も含めながら十分対応するということでもありますけれども、基本的には今まで副町長も申し上げていたけれども、まず内部の中ということでもありますけれども、しっかりと内部の中でその実態調査をしながら、そして必要な部分につきましては、必ずそういう法的な判断、またそして専門的な見地からしっかりと御意見をいただきながら、最終的な判断に至ると。こういうことの中ですね、条例をちゃんと制定させていただいた、こういうつもりでありますので、最初から入ってないからということではなくてですね、必ずそういう場面も含めて、しっかりと私どもは認識をしながら、この倫理委員会を設置していきたいなと、こう思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 先ほど総務課長のほうからあった中身の問いだと思いながら聞いていますけれども、いわゆる本来はこういうものはなくていいはずのものだということな

のですが、でも実際にこういう問題が起こった以上は必要だという、基本的な考えはそのとおりだというふうに思います。

それで、例えば内部告発というか公益通報という表現ですが、これ以外の部分について言えば、きわめて当たり前のことが書かれているというふうに私は押さえております。公務員として信頼をね、守ってやるという当たり前のことが書いているということで、それはそれで理解するのですが、今回の不適切処理のことで言えば、ずっと私言ってきたのは、ここの条例の文章に表れていない部分、条例の条文の間に隠れている部分が私はあるように思うのですよね。それは結局今まで言ったとおり、1つの部署に長くいることがいろいろな弊害を生むことがあるのではないかと。それから、俗に言う先輩後輩という中で、後輩の立場でなかなか言えないというようなことがね、本当の底にあるような気がするのですよね。そういうことをずっと申し上げてきたのですけども、条例の形にするとしたら、その部分は多分文章にはできない部分だと思うのですが、その辺の踏まえ方をね、踏まえた上で出てきているというふうには思っていますけども、その考え方だけ伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 前にも御意見いただきました。そういう利害的になるような所というのは、私どもだけでなくですね、それぞれの機関もある程度年数ということでありますけれども、その辺はしっかりと人事の中でですね、そういうことのないようにですね、対応していかなければならないと思いますが。ただ今、そういうこと含めて先輩後輩だとかいろいろな、わかりやすく言えば人とのしがらみだとか、いろいろあるかということでもありますけども、そういうことも含めてですね、なかなか意見が言えない、意思表示ができないということなど含めてですね、この条例の中でも、その点は公益通報ということの中でですね、内部の中からもしっかりとそういうような、疑いだとか事象があった場合は、そのことをしっかりと通報できると。それを受け止めてですね、その通報した人が不利益を被らないということで、この条例もつくらせていただいていますから、そういう面では、もちろんあってはならないことですが、万が一そのようなことに対処できるように、また、言いつらいような雰囲気だとかですね、やっぱりこの圧倒的に年齢的の差だとか、いろいろ御質問にありますように、そういうときに言いつらいとか、言ったらどうするかということではなくてですね、やっぱり本当に、だめなことはしっかりとだめだと言っただけ、そういう公益通報という文言も入れて、しっかりとそれも、通報者の保護も含めて入れたということでもありますから、そういうことの中で御理解をいただければというふうに思います。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

大住啓一君、御登壇ください。

4番(大住啓一君)[登壇] 本条例提案に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

今も質疑を相当させていただきましたが、なぜこの時期なのか。これは明解な答弁がまずなかったということと、何点か質問も出ておりましたけれども、内容についても非常に不透明な部分がある。町民の皆さんに説明するには、この条例の案文ではなかなか説明ができないのではないかとということです。

それと今町長のほうから御答弁いただきましたけれども、内部の委員会についてはこれから協議を進めていく云々というようなお話が出ました。行政の、町の条例を決めるにあたって、これから協議をして決めていくということ自体が私はいかがなものかと思っております。これだけの事案が出てきているということですから、町民の皆さんにわかりやすく、なおかつ皆が理解できる条例の中身でなければならないのではないかと。先ほど私も言わせていただきましたけれども、今回でなくても、次の定例会なり臨時議会があったときでも条例の提案はできるということになってございます。それまで今質問の出た中身を、町民の皆さんも注視している条例ということであれば、それらを再度構築していただいて、再度提案するのが本来の姿でないかと思う次第でございます。

したがいまして、行政の透明化を図る意味でも、今回の条例提案には反対するという明確な立場を表明させていただきますとともに、議員皆さまの御協力といいますが、御承認を賜りたく、反対の立場で討論させていただきます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番(高橋利勝君)[登壇] 原案に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

ただいま反対討論がありましたが、今回の倫理の条例制定についてはですね、これまで特別委員会の中でそれぞれ議論してきたこと、あるいは調査してきたことの一つの集大成として、私はこの時期に制定することについては何ら支障はないと思っています。

町民の皆さんにはそれぞれ意見がございまして、早く毅然として、きちっとけじめをつけるべきだという意見も一方でございます。私はそういう意味で言いますと、今回の条例制定が一つの大きな柱になっていると思っています。

なお、内容についてであります。例えば今公益通報の問題がありました。私は今後のこういった問題についてはですね、ただその公益通報だけでその事実というかそういうことが知ることになって、倫理委員会なり開いてということだけではないと思います。例えば業務の遂行の中で、そういったことが発覚する場合もあるわけありますから、そういう意味では公益通報ということについてはですね、私は今回うたったのは何ら支障はないと

思っています。といいますのは、従来、これは本町だけではなくて、今社会のそれぞれの民間の企業の中でも内部告発という問題がありまして、その保護について、これまたいろいろな形で進められているわけですから、今回の公益通報というのは、そういう形があったときに保護をするという立場も含めてあるということで私は受け止めています。

もう一つは倫理委員会の問題ですが、今ありましたように、私も例えば犯罪とか法に触れるとかということになれば、それは弁護士や有識者ということについては、それはそのように思います。ただ、一つに大事なことは、通報や事件が発覚したときに、事実を確認するという意味でいうと、それは部内の中で議論されてしかるべきだと思います。それを事実の調査に基づいて、有識者や施行規則にあるように、弁護士などを活用してということで、物事を進めるということについては、それはそれで私は一定の理解はできるものと思っています。

以上、申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。議員各位の賛成をよろしくお願いします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第99号本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者8人、よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第99号本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 同意第4号

議長（方川一郎君） 日程第15 同意第4号教育委員会委員任命について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第4号教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年1月12日をもちまして任期満了となります教育委員会委員につきまして、

中川郡本別町 にお住まいの丑若理恵さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めするために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、お願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第4号教育委員会委員任命について同意を求めの件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立者11人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第4号教育委員会委員任命について同意を求めの件は、同意することに全会一致で決定されました。

#### 日程第16 収納業務不適切処理に関する調査の件

議長（方川一郎君） 日程第16 収納業務不適切処理に関する調査の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

収納業務不適切処理に関する調査特別委員会委員長、林武君御登壇ください。

収納業務不適切処理に関する調査特別委員会委員長（林 武君）〔登壇〕 お手元に配付の委員会調査結果報告書に基づいて、報告をさせていただきます。

本委員会は、平成28年6月16日第2回定例会において設置された収納業務不適切処理に関する調査の件については、このたび調査を終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

報告書は11ページにわたりますが、1ページ、特別委員会設置経過から10ページ、現金領収原符の取り扱いまでを事務局に朗読させます。

なお、11ページ、調査のまとめにつきましては、私が朗読します。

議会事務局長（鷲巣 正樹君） 特別委員会設置経過。

1、収納業務の不適切処理が明らかに。

平成28年第2回定例会において、6月14日に行われた一般質問により、元住民課納税担当職員2人による収納業務における不適切な処理が明らかになりました。

2、議員協議会で経過説明。開催日、6月15日。

各議員から、横領と判断しなかった理由や、速やかに議会に報告がなかったのはなぜか、

納付書の作成など事務的な不備も問題ではないかなどの質疑が行われました。

これに対し、町としては横領と決めつけるのは難しく、議会には早く報告するべきであったと反省している、事務的な改善は直ちに取り組む考えであることなどの答弁がありました。

3、町提案により特別職の給料の減額支給条例の制定。開催日、6月16日。

提案理由。

町税の不適切な処理に関し、町民の皆様や議員に対し多大な迷惑をかけたこと、また、町政に不信感を持たせたことにより、町長及び副町長の給料を減額支給する条例の提案がありました。

条例の内容は、町長の給料を30パーセント、副町長の給料を10パーセント、7月から9月までの3カ月間減給するもので全会一致で可決しました。

4、収納業務不適切処理に関する調査特別委員会を設置。条例制定後。設置日、6月16日。

提案理由。

本別町議会は、平成28年6月15日に開催された議員協議会及び16日の行政報告において経過報告のあった元住民課納税担当職員2人による収納業務不適切処理に関し、今後も一定期間集中した調査が必要であると全議員一致したことから16日の本会議において、議長を除く11人の議員で構成する、収納業務不適切処理に関する調査特別委員会を設置し、収納処理や再発防止策等について調査を行うものです。

委員会構成は省略いたします。

調査の概要。

本調査特別委員会設置の目的は、収納業務不適切処理に関する会計処理の全容解明と適正処理、収納業務不適切処理に関する再発防止策とし、設置以降11回にわたり開催し、調査しました。

全容解明と適正処理については、書類等の確認のため、町側へ収納業務の流れ、5年分の収納状況、本別町職員の懲戒処分等に関する基準など、12種の帳票類の提出を求め調査してきました。

また、参考人として意見を聴くため、元職員2人へそれぞれの質問事項を郵送し、出席を求めましたが、1人から文書での回答はあったものの、両名とも出席叶わず、参考人からの意見聴取については、断念せざるを得なかった。

議会として、全容解明に向けた調査を行うに当たり、個人情報を含む書類調査には限界があり、監査委員が行う随時監査結果を待つ考えで進めていました。しかし、事前調査中の10月初旬、住民からの訴えによって、北海道警察から役場に対し関係書類などの任意提出の要請に、町は書類の提出を協力したため、随時監査は中止となりました。

議会へ提出された書類については、町から複数回の説明を受け、その説明に対して議員から質疑、意見など数多くの議論がなされたのち、この調査は終結としました。

再発防止策については、本別町収納・滞納整理等業務マニュアル、本別町職員の公務員倫理に関する条例、本別町職員の公務員倫理に関する条例施行規則、本別町職員の懲戒処分の基準を調査し、12月議会最終日で、本別町職員の公務員倫理に関する条例の可決により調査終結の合意に至りました。

調査項目。

1、課長補佐による不適切処理。

平成26年12月12日の納税証明書の発行請求に対し、平成22年度住民税4期分、12万3千円について未納があったことから担当職員が証明書を発行しなかった件について、請求人から納付している旨の申し出があり、更に、請求人が平成23年3月7日付で領収印が押印された同期分の領収書を保管していたことから、収納処理がなされていないことが発覚。

調査及び対処。

調査の結果、本税を徴収した職員が課長補佐であったことが判明。同氏に確認するも、その徴収金および納付書について処理の記憶なし。しかし本不明金については、同氏がその取扱いが不適切なものであったことを認めたことから、全額を弁済した。

従って、担当職員が紛失したものと思料される処理によって徴収金に不足額を生じさせたことは、徴税担当職員として職務上の義務に違反するものというべく、地方公務員法第29条第1項第2号及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例による懲戒処分とし、内容については、第2、標準例2、公金官物取扱い関係、紛失、公金又は官物を紛失した職員は、戒告とするを参酌し、戒告処分を行った。

2、主事による不適切処理。

徴税を担当していた主事が、平成27年3月31日から平成27年7月までの徴収した諸税について、15件38万7,487円を未処理のまま放置し、その15件について滞納扱いとなっていた。

未処理となった徴収金について主事に確認。犯罪性の疑いはあったが、説明も二転三転するなど確証には至らなかった。しかし、本不明金については、同氏が処理を怠っていることは認めたことから、平成27年8月31日に収納処理を終了させ、平成27年9月30日付で退職発令を行った。

担当職員の怠慢によって15件にのぼる不明瞭な徴収金の処理を行ったことについては、徴税担当職員としての職務を著しく怠った行為であり、かつ、職務上の義務違反相当として、地方公務員法第29条第1項第2号及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例による懲戒処分とし、内容については、第2、標準例2、公金官物取扱い関係、公金官物処理不適正、自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とするを参酌し、減給1カ月10パーセントとした。

4、調査内容から、10ページ、現金領収原符の取り扱いについては省略をいたします。

収納業務不適切処理に関する調査特別委員会委員長（林 武君） 私のほうから、11

ページ、調査のまとめについて報告いたします。

今回の収納業務不適切処理については、平成28年6月14日に行われた第2回定例会の一般質問において明らかとなり、翌日15日の議員協議会において詳細の説明を受ける結果となりました。

徴収した税金が収納処理されていなかった職員2人の不適切処理もさることながら、経過について公表されなかったことは遺憾であり、議員協議会での厳しい指摘の結果、翌日16日の本会議において町長は給料を30パーセント、3カ月、副町長は給料を10パーセント、3カ月の減給処分を自ら科す結果となりました。

また、職員2人の税の不適切処理についても、徴収業務は本来2人1組で行われるべきものがいずれも1人で行われていたこと、納付書が発行され税が徴収されても収納処理が確認できなかったこと、特に1人の職員が収納処理していなかった件は、平成23年3月7日に納入済であります。納付者本人が領収書を保管していなければ明らかになることがなかったこと、すでに不適切処理として処分されているが犯罪性はなかったのか等看過できない重大な問題と受け止め、16日の本会議において全議員一致で収納業務不適切処理に関する調査特別委員会を設置しました。

特別委員会においては、収納業務不適切処理に関する全容解明と不適切処理に係る書類の提出、収納業務不適切処理に関する再発防止策の提案により調査を行いました。特別委員会での聞き取り及び書類審査は、個人情報保護法によって限界もあり、調査した中では犯罪性の確認は取れなかった。また、10月初旬に住民からの訴えにより、北海道警察から役場に対し関係書類の任意提出の要請があり、町も協力するため、このことにより、予定されていた随時監査についても中止となった。このことにより、全容解明と不適切処理については、以上で終了としました。

再発防止にあたっては、再発防止策として、本別町職員の公務員倫理に関する条例の制定、本別町職員の公務員倫理に関する条例施行規則の作成、本別町収納・滞納整理等業務マニュアルの整備、さらに本別町職員の懲戒処分等に関する基準の強化などが説明されたことから概ね了承し、12月6日の特別委員会の開催をもって終了となりました。

町職員は、税の徴収という町民との信頼関係が極めて大切な部署でありながら、今回のような不祥事が起きたことは、大きく町民の信頼を損なう結果となったことを深く反省するとともに、特別委員会に提出された収納業務不適切処理に係る再発防止策を全職員が一丸となって取り組むことにより職責を全うするよう望みます。

また、本別町議会としても、町による議会への速やかな報告を求めるとともに、各常任委員会の所管事務調査において再発防止策の着実な実行を求めて行くことを申し上げます。

以上、申し上げ、本特別委員会は調査を終了し、解散することといたしましたので、結果の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（方川一郎君） お諮りします。

本件の委員長報告に対する質疑については、議会の運営に関する基準103により、質

疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は、省略することに決定いたしました。

これから、収納業務不適切処理に関する調査の件、委員長報告についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、収納業務不適切処理に関する調査の件、委員長報告についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

委員長報告のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者11人、よって起立多数です。お座りください。

したがって、収納業務不適切処理に関する調査の件、委員長報告については、委員長報告のとおり全会一致で承認されました。

#### 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

#### 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 閉会の議決

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

#### 町長挨拶

議長(方川一郎君) 次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 今、議長の宣告のとおり、きょうでこの第4回定例会、終了ということになりました。この1年間、ただいまの議論も含めて、大変ことしの1年、職員の不適切処理のですね、この特別委員会設置などですね、議会の皆さん、そして町民の皆さんに改めて本当に大変な御迷惑、また御心配をかけましたことに改めて深くお詫び申し上げながら、ことし1年、本当に大変な1年だったなというふうに、今振り返ってみますと、6月からの天候不順ですね、そして追い打ちかけるように、もう何度も言っていますけれども台風がですね、4つも十勝に、そして本別に上陸をしてきたということで、本当に基幹産業の農業、そしてこの観光施設もしかしりですが、本当に本別町にとっては大変な甚大な被害を被った、そんな大雨、台風等の被害でありました。

反面また嬉しかったことはですね、大変子どもたちが元気にスポーツに文化に、そしてまた若者たちが、若者のこのネットワークをしっかりと広げながら、まちづくりに大きな大きな成果を出していただいたり、さらにまた世代間交流の中で地域が本当に元気になってきた、そういう取り組みが、少子化と言われる中でもしっかりと、その子どもたちの若いエネルギー、そして青年層の若い力が本別町を支える大きなうねりとなって現れてきたということも事実であります。

また、きらめきタウンフェスティバルは20年という、こういう節目の年でありましたが、本当に多くの皆さん方の、あの台風の中で、実行委員の皆さんはじめ、各自治会の役

員の皆さん含めて、大変な思いを寄せていただいて、あれだけの素晴らしい実績を残してくれたということに、本当に多くの感謝を申し上げたいと思います。

また、姉妹都市、遠くからはミッチェルから、この25周年の節目となる訪問団も、そしてまた、私どもも25年の節目としてまた子どもたちと一緒に参加をさせていただき、また式典も滞りなく終わらせていただくことができました。まさに、このオーストラリアの姉妹都市交流も25年続いているというのは、本当に数えるだけというか、1カ所、2カ所しかないということでありまして、非常に私どもとミッチェルの絆がですね、本当に多くのまた評価をいただいているところではありますが、何よりも、取り組んでいただいているミッチェルの市民の皆さん方には本当に感謝申し上げながら、さらに私どももその思いを、これからですね、次の時代に続く若者や子どもたちもちろんですが、しっかりと、今現役の、そしてそれぞれ頑張っていた先輩の皆さん方も、さらにこの交流の輪を広げていければなど、こういうふうにもまた決意した1年となりました。

また、小松島からは非常に多くの皆さん方が、この20周年、そして本別町のまちづくりに、また煙火保存会、そしてまたビア祭に向けてですね、市長はじめ、それぞれ職員の皆さん、そして漁協から、まちづくりの大きな大きなグループが本町にお出でいただきながら、その交流の証をですね、しっかりとまた足跡を残していただいた、そういう交流が深く進んだ1年でもあったのかなというふうに思います。

地域はそれぞれ、この基幹産業、大変な状況でありますけれども、一刻も早くですね、来年の営農に間に合うように、そしてまた意欲を持って、希望に向かってしっかりと元気よく営農ができるように、そんな環境も体制づくりもしっかりと今、関係機関と進めながら、さらに煮詰めて支援していくと、こういう形でさせていただきたいなというふうに思っています。

とにかく、大変な1年でありましたけれども、こうして99件に上る案件をしっかりと御審議いただきながら、本当に適切な御指導、そしてまた叱咤激励、さらに町民と皆さんとの絆のあり方含めて、しっかりと指導いただいた議会の皆さん方に、そして議長はじめ多くの議員の皆さん方、そして多くの委員会も重ねていただいて、それぞれ調査、御意見いただいたことにも心から感謝申し上げたいなというふうに思っています。

来る年もぜひ、酉年ですから、本当に大きく羽ばたけるような、そんな1年になることを期待しながら、来る年がまさにまた皆さん方にとって清々しく、また輝く新年を迎えていただくことを重ねて御祈念申し上げさせていただきながら、ことし1年、心からの感謝を申し上げて、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ことし1年ありがとうございました。

議長（方川一郎君） 平成28年第4回定例会閉会にあたりまして、私からも、皆さまに御挨拶、並びにお礼を申し上げたいと思います。

平成28年は、定例会4回のほか、臨時会5回、調査特別委員会11回を開催し、この間、高橋町長を初め、担当部局長、課長、職員の皆さんのご出席をいただきながら、また、

町民の皆さんの傍聴をいただく中、町提出議案や発議、意見書など、全部で135件を慎重に審議をさせていただき、いずれも滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに、御出席いただきました職員の皆さま方、議員の皆様方のたゆまぬ努力のたまものと、思うところであります。

ここで、円滑に議事を進行させていただきました皆さまに、改めて心から厚くお礼と感謝を申し上げるところでございます。

6月には、町民に開かれた議会を目指して議会の活性化の取り組みとともに、議会の指針となる、議会基本条例を制定いたしました。この取り組みは、二元代表制の一翼を担う議会として進めてまいりましたが、本町のまちづくり、そして、本別町民の福祉の向上をめざすものであります。御承知とは存じますが、憲法第15条に、すべて公務員は、全体の奉仕者であつてと謳われており、議員も含むものでありますし、福祉の向上とは、福祉分野に特化したものではなく、全ての本別町民皆さんの幸せの向上を目指し、活動しなければならないものでありまして、それは、職員の皆さん、議員の皆さん、共通の認識として、緊張感を持ちながらも、共に知恵を出し合い、共にまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

それは、各議員がそれぞれの分野での取り組みこそが町民の付託に応えることであり、私達議員に課せられた責務であります。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しいものでありますが、さらなる研鑽を積んでいただき、議員自らが政策を立案、提案しながら、町民皆様の声を行政に反映させなければなりません。今後も、議員一人一人がさらに、町民の皆さんとの対話を大切にし、町民の皆さんが安心して安全に暮らせること、本別町が、そして本別高等学校が、私も同窓会の役員をしておりますが、10年50年先まで見据えた将来につなぐしっかりとした今を築くことに向けて、より一層努力し、より一層の御活躍をいただきますようお願いを申し上げます次第であります。

寒さもより一層厳しくなつてまいります。健康には十分留意され、御家族ともどもすばらしい平成29年の新春を迎えられますよう御祈念を申し上げ、感謝とお礼の言葉とさせていただきます。大変、どうもありがとうございました。

#### 閉会宣告

議長（方川一郎君） 会議を閉じます。

平成28年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

閉会宣告（午後 3時 5分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 矢 部 隆 之